

**平成 23 年度環境報告ガイドライン等改訂に関する検討委員会
第 1 回 会合**

日時：平成 23 年 10 月 6 日（木） 15：00～18：00

会場：航空会館 7 階 702 + 703 会議室

- | | | |
|-------------------------|------|-------------------|
| 1. 開会 | 関連資料 | 資料 1 - 1、資料 1 - 2 |
| 2. 委員会の趣旨説明 | 関連資料 | 資料 1 - 3、資料 1 - 4 |
| 3. ゲストスピーカーによるプレゼンテーション | | |
| （1）三重大学 | 関連資料 | 資料 1 - 5 |
| （2）東京都水道局 | 関連資料 | 資料 1 - 6 |
| （3）FoE Japan | 関連資料 | 資料 1 - 7 |
| 4. 改訂の基本方針、記載内容など | 関連資料 | 資料 1 - 8 |
| 5. 次回について | | |
| 6. 閉会 | | |

配 付 資 料

- 資料 1 - 1 議事次第
 - 資料 1 - 2 委員名簿
 - 資料 1 - 3 平成 23 年度 環境報告ガイドライン等改訂に関する検討委員会 設置要領
 - 資料 1 - 4 検討委員会及びワーキンググループの目的と概要
 - 資料 1 - 5 エコ大学総合 1 位 世界一環境先進大学三重大学の環境報告書
 - 資料 1 - 6 東京都水道局の環境の取組と環境コミュニケーション活動について
 - 資料 1 - 7 環境 NGO から企業の環境報告への期待
 - 資料 1 - 8 改訂に当たったの基本方針（その他の資料含む）
-
- 参考資料 1 環境報告ガイドライン（2007 年版）
 - 参考資料 2 企業の環境情報のあり方について（中間報告）

1. 開会

事務局

定刻になりましたので、ただ今より、平成23年度環境報告ガイドライン等改訂に関する検討委員会 第1回会合を開催いたします。皆様、本日はご多忙中の折お集まりくださり、まことにありがとうございます。本日の司会進行を務めさせていただきます、環境省環境経済課猿田と申します。至らない点もあろうかと思いますが、なにとぞよろしくお願いいたします。

それでは、検討委員会の開催にあたり、環境省の上席参与の小林よりご挨拶を申し上げます。

環境省挨拶

(環境省・小林上席参与)

小林でございます。本日は大変お忙しい中、この委員会にご参集賜りましてありがとうございます。私は環境省の次官を7月までしておりましたけれども、その後、水俣病の話のガイダンスとか、あるいは環境と経済のことを担当するようになって、参与を仰せつかっております。

私は実は、この席にいらっしゃる方もご存じかと思いますが、昔を思い返しますと、この環境報告書の根拠法になりました環境レポート法(環境配慮促進法)というのがございまして、それを作ったときの担当の審議官だったもので、大変、難産な法律であったことを今でもよく記憶をしております。しかし、お陰様をもちまして、その環境レポートは日本が世界に誇る1つの企業文化といえますか、ツールに育ってきているというふうに思っております。

そして、この震災以降の日本の復興、そして環境と経済が両立する持続可能な社会を作っていくという中においては、ますますこのツールが重要になってくるというふうに思います。やはり一生懸命取り組んでいる企業に、ちゃんとファイナンスができるかどうかということは大事なことだというふうに思います。そうした企業を社会が評価して下さる仕組みということとして、この環境レポート、環境報告ということは、すごく大事だというふうに考えてございます。これが、新しい、国難の時期の中で、さらに良い取組を生み出していくためのツールとして、さらなる発展ができますように、ぜひともお力添えをたまわりたいと思います。上妻先生はじめ、ご参集の先生方には、よろしくお願いいたします。

昨年12月に開催いたしました検討会での報告書が出てございますけれども、今後10年ぐらいを想定いたしまして、先ほど申し上げました、社会に向けた新しい環境経営の方向付け、それに見合った環境レポートの仕組みというものを作っていかねばいけないということで、今回の検討委員会を設置させていただいたわけでございます。大変お忙し

い中、集中的な議論をお願いすることになるかと思いますが、ひとつ、よい結論が得られますように、そして、この日本の困難な時期を突破して、新しく、日本の再生に結びつくように、力を出していただければ、大変ありがたいなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

資料確認

事務局（環境省・猿田課長補佐、以下同じ）

それでは、続きまして本日の配布資料の確認をさせていただきます。お手元の資料一式の1枚目に、議事次第がございます。その下段に資料一式のリストをお示ししておりますが、資料1-1から1-8、および参考資料の2点、併せて10点、揃っているかどうかご確認いただければと存じます。なお、参考資料につきましては、会議終了後また回収させていただきます。もし不足点等ございましたら、お手を挙げていただければと存じます。よろしいでしょうか。

委員長選出・挨拶

環境省・猿田課長補佐

それでは、続きまして、お手元に配布いたしました資料1-3の「検討会開催要領」をご覧ください。設置要領でございます。その3の「組織等」の(2)でございます。「検討会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める」となっております。まことに僭越ではございますが、事務局のほうから、本検討委員会の委員長を、前回の「企業の環境情報開示のあり方に関する検討委員会」で委員長を務めていただきました上妻委員に、引き続きお願いしてはと考えておりますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、委員長は上妻委員にお願いしたいと思っております。上妻委員長、ご挨拶をお願いいたします。

上妻委員長

上智大学の上妻でございます。よろしく願いいたします。こういう時期に、環境報告ガイドラインの改訂が行われるということで、その大任を仰せつかって、非常に緊張しております。

前回の改訂からほぼ5年経っているのですが、その間の状況の変化というのは、ものすごいものがありまして。もちろんその(前)ガイドライン自体がかなり陳腐化しているのと同時に、他ガイドラインや制度の進展もありまして、早急にこの問題を解決しなければいけない時期にあたっているのだ、というふうに認識しています。

多くの委員の皆さんは、前回から引き続いてお願いしているわけなのですが、前のときにもかなり大変で、その前のときにもかなり大変で、毎回、毎回、大変な思いをして、事業者の方々に使いやすいものということで考えているんですけども、今回はそれにも増

して、かなり大きな問題がたくさんあるように思います。

私、いつも、こういう検討委員会に参加するときに、検討委員会の「運」ってあるのかな、というふうに思っているんです。この検討委員会の下には、後ほど出てきますけれど、ワーキングが設置されていまして、すでにワーキングの1つは、この9月に第1回の会議をしています。ちょうど台風の当日で、委員の方の何人かは帰宅難民になりました。そのときに、非常に不吉な思いが心をよぎったのですが（一同笑）今回、こんなに晴れていてですね。親委員会がよければいいか、というふうに思って、すごく気分をよくしております。

いずれにしても、皆様のご協力を得ないと、成案を得られませんので、期間が限られている中、集中的に審議をすることになると思いますが、どうぞご協力をよろしくお願いいたします。

委員自己紹介

事務局

続きまして、開催に先立ちまして、昨年度の検討会などで既にお知り合いの方もいらっしゃるかと存じますが、本日ご出席の委員の方々による、簡単な自己紹介をお願いしたいと存じます。

それではまず、向かって右側の市村委員のほうから、お願いできますでしょうか。

市村委員

公認会計士協会の市村でございます。公認会計士協会では、サステナビリティに関する検討を行っているので、その担当ということで、参加させていただいております。よろしく申し上げます。

魚住委員

KPMG あずさサステナビリティの魚住です。私のところの会社では、CSR 報告書の審査および GHG 温室効果ガス排出量の検証等の保証業務をっております。よろしく申し上げます。

加藤委員

三菱 UFJ 信託の加藤と申します。よろしく申し上げます。現在、環境も含めまして、非財務情報の側面から企業調査を担当しております。加えては、SRI ファンドのファンド運営もマネージャ担当しております。よろしく申し上げます。

國部委員

神戸大学の國部でございます。環境経営、環境会計を研究しております。環境報告ガイ

ドラインのことに、10年ぐらい携わっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

佐藤委員

弁護士の佐藤でございます。このガイドラインの検討の委員会、前にも参加しております。日弁連でも環境マネジメントシステムには取り組んでおりますが、なかなか、それをどうやって普及していくか、あるいは向上していくかということですね、いろいろな課題があると感じております。どうぞよろしくお願いいたします。

富田委員

ソニーの富田です。CSRを担当しております、CSRレポートの発行等を行っています。社業に加えまして、この報告書関係で言いますと、GRIですね、グローバル・レポーティング・イニシアチブの諮問委員もやっておりまして、今、GRIのほうではG4という次のガイドラインの策定作業が始まりつつあるということを報告させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

西堤委員

トヨタ自動車の西堤と申します。会社では環境コミュニケーション、生物多様性等を担当いたしております。弊社は、昨年まで報告書としてはサステナビリティレポートを発行していたのですが、今年からは環境報告書も復活させました。改めて、環境の重要性を訴えていくというふうに、変えました。よろしくお願いいたします。

古田委員

キヤノンの古田でございます。会社では環境全般にわたる企画を担当しております。この環境報告書ガイドラインに関しては、前回も参加させていただいております。今回も作り手の立場で参加させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

八木委員

横浜国立大学の八木でございます。サステナビリティ会計や環境会計の研究をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございます。また本日はゲストスピーカーとして、3つの団体の方、企業の方、事業者の方々から、お越しいただいております。順番に、三柴様からご挨拶いただいてもよろしいでしょうか。

FoE Japan・三柴氏

はじめまして。環境 NGO の FoE Japan の三柴と申します。環境報告というところは全くの素人で、市民の視点ということで、今回参加させていただきました。よろしくお願いいたします。

三重大学・朴氏

はじめまして。三重大学の朴恵淑と申します。2006 年からの国立大学法人の環境報告書を作成するときから関わらせていただいております。三重大学は世界一の環境先進大学ということで、今回、理事副学長に、環境と国際ほじょ担当を置きました。そこに就任いたしました。力はないんですけども、どうかよろしくお願いいたします。

東京都水道局・塩飽氏

東京都水道局の塩飽真依子と申します。本日はよろしくお願いいたします。東京都のほうでは平成 12 年度から環境報告書を発行しております。私は昨年度から担当になっております。本日は皆様と意見交換させていただくことで、環境報告策定のヒントを得られたらいいなと思ってまいりました。どうぞよろしくお願いいたします。

東京都水道局・奥平氏

同じく東京都水道局の奥平と申します。本日は、当局でも環境報告書というのを作成しております。いろいろ幅広く意見をお聞きして、勉強していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございます。その隣が、経済課課長の正田でございます。

環境省・正田課長

正田でございます。ご指導よろしくお願いいたします。

事務局

あとは事務局のほうですけども、私の隣がみずほ情報総研の熊久保様でございます。

みずほ情報総研・熊久保

みずほ情報総研の熊久保でございます。夜遅い時間にメールを差し上げて申し訳ございませんでした。魚住委員から、「早く寝ようよ」というふうなお返事をいただきました。そのぐらいの気持ちでがんばらせていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局

それでは、本日の議事に移らせていただきます。以降は上妻委員長にお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

2. 委員会の趣旨説明

上妻委員長

それでは早速議事に移らせていただきます。お手元の議事次第をご覧くださいと思います。資料 1-1 でございます。2 番目の「委員会の設置趣旨」ということにつきまして、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

事務局

それでは、資料の 1-3 をご覧いただけますでしょうか。設置要領でございます。

目的といたしましては、昨年度、22 年度 12 月から開始した、「企業の環境情報開示のあり方に関する検討委員会」の検討結果である、23 年 6 月における「企業の環境情報開示のあり方について」(中間報告) その内容を受けまして、環境報告ガイドライン等改訂のため、「環境報告ガイドライン等改訂に関する検討委員会」、本検討会を設置することでございます。

検討事項といたしましては、環境報告ガイドラインの改定、2007 年版の改訂ということと、それから、環境会計ガイドライン、2005 年版の改訂の必要性を検討するというようにしております。

あと、5 番目の、会議の公開等でございますが、検討会を公開といたします。検討会の資料及び議事録につきましては、会議の終了後、ホームページ等により公表いたします。開示の範囲につきましては、事務局が案を作成して、委員長の承認を得るものといたします。また、ワーキング及びその他の資料に関しましては、原則非公開とするということを考えております。

それから、続きまして、資料 1-4 をご覧いただけますでしょうか。本検討委員会及びワーキングの目的と概要でございます。

検討委員会につきましては、今ご説明した通りでございます。あと、進行予定でございますが、本日が第 1 回でございます。第 2 回目は 12 月を一応予定しております。そして、第 3 回目でございますが、来年、年明け早々、1 月に実施をしたいと考えております。その後、パブリックコメントを実施いたしまして、その結果を受けまして、最後第 4 回目を 3 月ということで開催しようというふうに考えております。

それから、ワーキングでございますが、以下の 2 つということで。まず 1 つは環境報告ワーキンググループでございます。目的といたしましては、環境報告ガイドラインの改訂に向けた個々の論点を検討する、ということで、委員につきましては上妻委員長を座長と

いたしまして、以下の方々にやっていただくということにしております。

それからもう 1 つのワーキングは、次のページですが、環境に係る財務情報ワーキンググループでございます。前回、環境会計ワーキンググループとっておりましたが、少し名前を変えまして、環境に係る財務情報ワーキンググループといたしました。目的は、金融の視点を加味した環境報告に関する個々の論点を検討すると。併せて、環境会計ガイドライン改訂の必要性を検討するというでございます。座長につきましては、八木委員にお願いをいたしております。以上でございます。

上妻委員長

ありがとうございます。それでは今の事務局のほうからご説明がありました点について、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いをしたいと思います。

よろしいでしょうか。3 回の委員会が終わった後に、パブコメがあるという。パブコメから考えると、恐ろしい日程にはなっているのですが。

ご質問がないようですので、皆様のご決意が固いということで、先に進めていただきたいと思います。

3. ゲストスピーカーによるプレゼンテーション

上妻委員長

それでは、続きまして、議題の 3 番目でございます。ゲストスピーカーによるプレゼンテーションでございますけれども、本日、ゲストスピーカーの方々にお越しいただいております。その方々より情報提供など、プレゼンテーションをお願いいたします。

なお、ご質問のほうは、皆さんがご報告になった後で、まとめてお伺いしたいと思います。

また、中間報告において記載した「環境経営の方向性」は、今回のガイドラインの改訂においても考慮すべき重要な点でございますので、企業以外の皆様の事業の方向性と合致しているかについても、後ほど検討していきたいと考えております。

それでは三重大大学の朴先生から、よろしく願いいたします。

(1) 三重大学

三重大学・朴氏

貴重な時間をいただきます。今日は、限られた時間内で、三重大学が環境報告書を作成するにあたって、どういうコンセプトで行うのか、ということ、一番重要な部分だと思っておりますけれども、もう一つ、環境報告書のガイドラインの 2007 年出ましたときに、ど

ういったような部分が、大学にとって分かりやすく書きやすいところなのか。どういうところが悩ましいところなのか、というところの部分、主に話をさせていただきたいと思えます。

三重大大学の場合は、「世界一の環境先進大学」というのを掲げております。まず、環境報告書を作成するということは、本学科にとっては、苦ではありません。むしろ、この環境報告書を書かなければならない、環境配慮促進法が実施されなかったとしても、本学としては毎年作るということになっておりました。

その背景なのですが、四日市公害の三重県唯一の総合大学であります。三重大大学が位置している津から四日市までは車で 30 分の距離でありますけれども、今から 60 年前に四日市公害という四大公害の中で大気汚染による被害を受けている地域であります。今現在、解決されておるんですけれども、四日市喘息の患者が 500 人ぐらい、まだ生活している場であるということ。それから、企業が環境と経済のバランスを取れた時、取らない時、ということが起きるのかということ、学生たちに実践的な環境教育のツールとして使うには、とてもこの四日市公害というようなものが有効な教育の一つの指標になる、示唆になる、というようなところが背景にあります。

その「四日市学」ということ、2004 年から作り上げて、学生たちに共通教育で、痛みを与えるということをやっております。今現在は、4 分の 1 の学生、新入生の場合、300 人以上の学生が毎回努力をしてやっているという面では、必然的に、本学においては環境教育というところには、力を入れなければならないというふうになっております。

それから、まあ、今、環境と経済のバランスといったときに、CSR という側面を考えながらの環境ビジネスのあり方というようなものを、大学としてどういうふうにはバランスを取れた、主観的ではなく客観的な指標などもついた部分を、この、四日市コンビナートを含めた企業側に提供することが可能なのかということも、まさに大学の役目の一つでありますので。そういったような部分で考えたときに、四日市公害は、過去の負の遺産ではなくて、未来への正の資産である、というような発想から考えていくと。そういうようなことで、環境に関しては、やっぱり世界一になりたい、ということの背景は、ここにあるわけなんです。

本学は、この航空写真からもおわかりのように、国立大学の中で海が一番近い大学であります。今までは、シーサイドユニバーシティということで、海の景観をいかにしてよい形で持ってくるのか、ということでこれなんですけれども、今年の 3.11 からは一転して、海が一番危ないんじゃないか、という形になっております。そういうことから、今年 3.11 以降、本学としては防災、それから自然エネルギーに対応できるエネルギー環境をどう考えるのか。それから、何より大事なものは、環境人材をどういうふうには育てていくのか。そういうところの部分で、主張させていただきました。そういうことで、今年の環境報告書の 2011 版においては、防災というところの部分、エコと BCP との融合というような形で、かなり重く、特集を組んだ形であげております。

そういう形で環境をやっているものの中から、特に環境コミュニケーションに関しては、審査員の皆さんのおかげで、2006年初めて作ったときから、1回、2007年がISO14001を取るのでもっとエネルギーをそこにいっちゃったもんですから、1回だけ逃したんですけども、2010年まで継続して、環境コミュニケーション大賞を取っているという、そういう特徴を持っています。

で、ISO14001というものが、本学科にとっては、世界一の環境先進大学、それから環境報告書を作る義務がなくても、作ったんだという理由が、このISO14001の認証取得に関わっております。で、2006年に結果として、まあ、国立大学、お金がないもんですから、コンサルに頼ることができず、学生7500人、教員2000人、そういうところで構成員としては教員ですけれども、学生も、ISO学生委員会の学生たち、約160人おりますが、その学生も一緒に構成員として入れた形で、ピックアップをして、学生と教職員が手作りで、ISO14001を取ろうという形になりました。

そこで思わぬ問題が、ちょっと生じておりました。うちの大学のキャンパスは、先ほどの航空写真からもわかりますように、全学部が同じキャンパスの中におります。で、今までも、いろんな大学がISO14001を取得したのですが、幸か不幸かキャンパスがある程度バラバラになっておりましたですね。順次作っていけば、まあよかったということになるのですが。一緒になっていくとどういう問題が生じるかということ、たとえば工学部、医学部といった、医学系と工学系というところのマニュアル作りと、教育学部とか人文学部というような、人文社会系のところのマニュアルには、必要とするものと、あまり必要としないようなものが、ゴチャゴチャになっているところで、どういうマニュアルを作って、どういう様式を作って、どういう手順書を作れば、みんなが納得していくようなものになるのか。それを、コンサルをいれずに手作りでやっていくことですから、1年9カ月かかりました。

そこで、時間はかかったんですけども、この過程の中で、様々な問題がありまして、それを1つずつ乗り越えることによって、三重大学ならではの幾つの特徴を生み出すことができました。その1つで、一番肝心なのは何かということ、学生が中心となって、ISO活動をやっていきますし、そこを自ら原本にして、それで環境報告書を作り上げるんだ、というプロセスが、生まれてきております。だから本学の環境報告書は、写真にしても、文章にしても、まだ洗練されていない部分が数多くみられると思うんですけども、その分、臨場感があって、学生なら誰もが、「あ、これならできるんだ」という、1つのモデルになるのではないかということも、こういうISO14001のプロセスから得られたものであります。

それからISO14001はあくまでも認証であって、マネジメントシステムを運営していく中で、その成果あるいは課題をどういうふうに回していくのかという、PDCAサイクルを回さないといけないのですが、学生たちにそれを説明するときが一番肝心なのは、「見える化」しなければならない、ということで、大学をフィールドにして、3Rを徹底的に行いま

した。

まず、生協の中で 20 万枚以上使っていたレジ袋をゼロにすること、Reduce を考えました。それと、自転車がたくさん使われているのですが、年間 1000 台近いような自転車が放置されています。最近、自転車が非常に安いものですから、4 年間学校で使っていたものは、なぜか卒業するときに、みんな大学に捨てて帰って行ってしまうと。それを集めて、直して、100 台近いものが新しく使えるようになるんですけれども、新入生と留学生に渡す、Reuse。家電製品も同じであります。それから、紙をたくさん使う大学ですので、年間 240 トン以上の古紙を、今までお金払って廃棄処分していたのですが、それをコンテナに集めてトイレットペーパーに変えて、3 割以上をまかなっていく。そういう 3R システムを、学生が自らデザインをして、設計をして、教職員と伴ってやっていくと。こういうような 1 つの成功事例が出てきました。

もう 1 つ、先ほど海岸が非常にきれいだということだったのですが、一転して、危ないんじゃないかとか、そういったようなところの部分、私たちはちょっと逆手に取ろうという形にして。まず町屋海岸においては、いざとなった時にどういう危険性があるのか、どういうところ、避難経路などにおいて、どういう問題があるのかということ、まず清掃活動をしながら、今までも清掃活動してきたのですけれども、さらに、ここで避難経路において問題があるのかどうかということ、探していくことにしているのですが、小学生も一緒に、地域住民も一緒に、企業も一緒に、という形で、町屋海岸モデルを作りました。

そういったようなものを、やっぱり、どこかでちゃんとした形で伝えたいということで、ちょっと思いきった判断をしまして、来年 3 月に環境情報科学館という 3 階建てのものをオープンすることになっております。ここでコンスタントにみんなの活動というようなものを、ほぼリアルタイムで地域にも発信することができると。そういうところまで発展したということになります。

こういったような学生たち、私たちは、三重大ブランドの環境人材、というふうにしてあります。で、ブランドといういろいろなものがあるかと思いますが、特に三重大ブランドというものの一番大きな特徴というものは、やる気のある学生には何らかの形で、環境に関する資格を取らせるということになっております。一番簡単なことから考えてみますと、ISO14001 の PDCA サイクルを回すには内部監査員が必要なので、年間 150 人以上の学生たちを育てていく。環境内部監査セミナーということ、共通教育の中にカリキュラムで組んで、そこで半年間がんばっている学生に対しては、内部監査資格を与えて、実際に PDCA サイクルを回すところの主役として仕上げています。その他に、いろいろなところの、環境省のたとえば地球温暖化防止活動推進員というような制度を活用した資格を持たせたり。内部と外部でのものを学生たちにやっているのですが、だいたい 43% の学生、2600 人が、チャレンジをして取っています。

そういう中で、資格を取るの誰もが取ることになると思うんですけれども、大学であるので、それをこう、プロセスに乗せてきちんとした質の保証まで考えないといけない。

年間 2000 何百人ということ、取らせるということは簡単ではないのですが、ある意味では簡単なんです。学生が自ら登録してくれればいだけなんです。けれども、それだけでは質の保証にはならないということで、修了証を学長が自ら差し上げるという形にして、パッケージを組んで、11~12 単位を取る学生、1 年生からチャレンジをして 4 年生までの間に、こういった学生も育てています。これは非常に厳しくて、年間 16 人ぐらいしか輩出できません。つまり、量的なある程度、2600 人近い学生を確保した上で、ほんとに質の保証として大学が保証できる学生は 16 人。別に 16 人で決まったわけではないのですけれども、一昨年も去年も同じように、だいたいそういうような数の学生が取っていきました。

また四日市公害というものが、これからアジアの発展に伴って、同じようなことが起きるだろうということのもとで、それを共有できるようなコンソーシアムを、教員と学生の間で作りました。

そういったものを作って、非常にいいチャンスが去年、COP10 が愛知、名古屋で開催されておりましたので、それを「COP10 in 三重」という形にして、10 カ国の 33 大学のうち、7 カ国の 20 大学が、若者、ユース (youth) と子供、教職員、200 人が来ました。三重大学は小さい大学でありながら農林水産が強いということで、380 トン級の練習船を持っています。その船に乗って、伊勢湾をクルージングしながら、伊勢湾の生物多様性のお勉強をさせていただきましたし、里山での学習も行いました。

これが最後のフィナーレのところだったのですが、学生たちが環境宣言文も作成して。これが本会議場の、サイドイベントのところで発表して、注目を浴びたものであります。

こういうふうに、三重大学生のみならず、アジアの若者の考え方を体験できるようなプログラムを組んだことの他に、やっぱり二酸化炭素をどうしていくのか、というのは、もう大変大きな、国の、まあ来年で京都議定書の最終年度になるわけですから、それを上回るような形で何ができるかと考えておりました。本学としては、「カーボンフリー大学」ということを掲げて、30%の二酸化炭素の削減を、2020 年までという形でやっております。

これがだいたいの (排出削減の) 明細であります。病院再開発によるものが、その 3 分の 1。あと、お金かけてやっていくのが 3 分の 1。その他のところ、これが非常に運用改善に関わるものだというふうに掲げているのですが、これはお金をかけずに 17%、半分以上のものをまかなおうとしているものです。

これがどういうことかという、今、若者は携帯電話を本当によく使っていますので、ドコモとの連携で、ただでドコモのシステムを利用して登録をする。で、その登録をした学生たちが、構内を回っていて、電気を消すなり、何かの形で環境活動しているようなものを、携帯の自分の ID のところに連携をしてくれればポイントが貯まる、という形になっています。で、今のところ、どのぐらいのポイント、どのぐらいのお金で換算していくのか、あるいは表彰ということをやめるのか、というインセンティブも考えていますが、だいたい今、排出量取引において、1 トンあたり 1500 円から 2000 円というようなことを考えてみますと、それを上回るようなものを大学の中の生協、それからコンビニエンスストア、

それと地域の、まあいろいろな学校をはじめとして、いろいろなところとの連携を組んで、三重大学が保証した「MIEU Point」に対しては、そのインセンティブは地元の企業や事業者が払う、という形にして、大学がアイデアを出して、実行して、お金は地域の事業者が払う、というような形でのコミュニティを考えていました。だから、「MIEU」というのは単なる「University」の「U」だけじゃなくて、あなたとともに生きる、という意味の「You」の「U」というようなダブルミーニングを持ったものとして、運用しているところでありませう。

こういう形でいろいろなことを考えてやっているのですが。現状は、かなりいろいろな厳しいものがありまして。年間、三重大学が約2万1000トン、二酸化炭素を出しています。これは2020年までに今言ったような形で30%減らすということは、簡単なものではないのですが、夢の話でもない。実際にできる。というようなことの実証も、去年の臨時的な取組の中から、今言った「MIEU Point」や病院の建設、あるいは環境会計にも関わるんですけれども、だいたい2億円近いようなお金を投入して、少しずつ環境に配慮したものにすると。

で、今年9月にうれしいことに、経産省のスマートキャンパスに採択されまして、3年でガスコジェネとかをやることによって、20%以上減らすという見込みが立ちました。だから、つまり、3年後の2014年には、30%の2020年までの目標が達成できる見込みが見えた、ということなので、かなり前倒しで達成できるということを、来年度の環境報告書にはある程度書けるのではないかとこのように思っております。

こういったようなことを考えた環境報告書なんですけれども、本学の環境報告書は、今までやっていたことを、こういった基本軸に入れるということなので、作業としては非常に楽な作業なんです。毎日の活動は大変ですけれども、ものを書くときには夏休み中の約2カ月で学生と一緒に作って、9月30日に公表するという形を取っています。この基本軸の、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会で、持続可能社会。これは環境立国、21世紀の日本のその構想を、そのままお借りしているんですけれども、これを、本学がやっているものを体現していくと、こういう形で1つ1つユニットが達成できれば、日本の環境に関する未来も明るいのではないかと、このような形で考えていたものです。

こういうコンセプトで環境報告書を作っていましたらば、若干自慢話になるんですけれども、2006、2008、2009、2010、環境省の環境コミュニケーション大賞と、東洋経済新聞社のサステナビリティ報告書賞を2回。で、2008と2010年は、ダブル受賞という形までいきました。

で、最後に近くなっていきますが、今年の環境報告書の部分が、ちょっと参考資料として既にお配りしております。本学としての環境報告書は、ガイドラインに沿ったものとして、作成していくわけなのですが、最後にみんなの力ががんばっているのは何か、というと、顔を作る、表紙だったんですね。いつもそうなんです。これはみんなで考えて作るものなんですけれども、特に今年は、3.11ということもありましたので、「絆」それから、

ここから立ち直るんだ、という「希望」、といったようなものを表す形にしてみました。それから、小さいことではあるのですが、約 2000 キロの二酸化炭素を、環境に配慮したものを使ったり、クリーン電力を使うということで浮くので、この部分をやっぱり、5000 円ぐらいの寄付金を、岩手県に、J-Ver を通じて寄付をするということも行いました。

で、ここです、今年の、特に環境報告書のコンテンツの中で、特段、今までと違っているものを、三重大学の憲法に値する環境方針に照らしてみますと、まず、教育と研究と社会貢献・地域貢献と業務運営にしております。そういうものの中で、特に今年はですね、「三重大学の防災」ECO と BCP との融合、というところで、4 ページを使っておりません。三重地域（の大地震）は今後、30 年以内に 84～77% の確率で必ず起きるだろうと（言われており）、3 連動によるもので、これは大変な大きな問題であります、本学としては平成 21 年度から取り組んでおりました。

で、これまでの環境報告書には、「防災」ということと「ECO」というところが、どういうふうに結びつけてやっていくのか、の部分があまり見えなかったの、去年の環境報告書には見せることできなかったのですが、今年、大変なことがあって、やっぱり、パラダイムも、考え方を変えないといけないんじゃないか、ということで考えたときに、主に企業から既に行われていた考えだったである、BCP との融合ということで、思い切り書かせていただきました。

それから、もう 1 つが、ISO 学生委員会が、がんばるんだよ、と言っているけれども、何を、いつ、どういうふうに、がんばったのか。それをカレンダー形式にして、毎月何を行なって、何がわかったのか、というふうに整理をしてみました。

それから、いいものだ、ということ、質の保証を、やっぱり第三者評価ということでするので、いつも、2006 年からやっていることなのですが、中部電力、シャープ、それから三重県との、第三者評価を、互いの報告書で行っております。

それから、やっぱり、教育機関ということでありますので、この報告書を読んでもほしいのは、もちろん本学の関係者であるのは間違いないんですけども、地域の三重大学を目指すかもしれない若者へのメッセージも考えると、やっぱり用語解説は要るんだね、ということで、教科書としても使えるような用語解説を入れております。

最後になります。こういったような形で、ずっと作っているものを、2007 のガイドラインと照らし合わせたときに、大きな問題なく、こう、入ってくるのですが、よくよく考えてみますと、ここに書いていない部分が幾つかあります。5 つのカテゴリーで、27 の項目、細かく枝番があるので 30 項目が、国立大学法人が環境報告書を作るときにガイドラインに照らして、どういうところにどういう記述をしたのか、ということを書くことで、私たち締めくくっているのですけれども、どうしても当てはまらないところの部分があります。

たとえば、サプライチェーン等の問題。それから融資、投資額というところのものが、なかなかちょっと見えない部分がありました。よくよく考えてみましたらば、学生というものが、私たちにとっての資産だとしたら、環境マインドの高い学生を育てました、2560

名でした、最後に修了証書を持っている学生が16名でした、ということは、場合によっては、私たちがどのぐらいの環境教育に力を入れて投資をして、その結果、アウトプット、アウトカムが何なのか、ということを考えると、ここで環境教育から得られた部分を数字的なもので書けば、この部分に当てはまるのではないかと、ということに気がつき始めております。ただ、今年度に関しては、この部分をじっくり考えて書くにはちょっと時間が足りなかったものですから、今年はそのまま、書かないという形になっておりますが。

今後、2007のガイドラインを改訂するこの場においては、ひとつ、国立大学で環境報告書を作る者としてのお願いなんですけれども、一応、ガイドライン、手引き、いろんなもの、親切な説明たくさんあります。が、特に、大学の場合には、この部分はこういうふうにも考えてもいいんじゃないの、という部分を、企業サイドだけの部分ではなくて、人を育てるところの部分では、拡大解釈になるかもしれないけれども、こういうふうにも当てはまるのではないかと、という何かのメッセージがあれば、非常に書きやすいです。その部分に関して、もし弱いところがあるとすれば、その部分を補うような部分になるのではないかと、いうふうに思っております。以上をもって私の、三重大学の環境報告書に関わる報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

上妻委員長

朴先生、ありがとうございました。続きまして、東京都水道局、塩飽様。よろしくお願いいたします。

(2) 東京都水道局

東京都水道局・奥平氏

東京都水道局の奥平と申します。本日は、ゲストスピーカーということでお呼びいただきまして、ありがとうございます。本日は、うちの、所属は(水道局)総務部調査課というところで、この環境報告というのを作成しております。担当の調査課長が本日来る予定でしたが、あいにく来られませんでしたので、代わりに出させていただきました。

本日は、東京都水道局の環境の取組と、環境コミュニケーション活動ということで、担当の塩飽のほうからお話をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

東京都水道局・塩飽氏

東京都水道局総務部調査課の塩飽真依子と申します。本日はよろしくお願いいたします。

本日は、環境報告ガイドライン改訂検討委員会という、大変貴重な機会いただきまして、まことにありがとうございました。本日は短い時間ではございますけれども、当局の環境への取り組みですとか、環境報告書、環境情報発信の考え方、あるいはお客様との環境コミュニケーション活動について、お話しさせていただきます。

でははじめに、東京都水道局の概要からお話させていただきます。東京の水道は、施設能力で言えば1日約686万トンの浄水能力を有しておりまして、世界最大規模の水道事業者になっております。給水人口、約1200万人、水道普及率は100%となっております。また配水管の延長、つまり東京の水道管をつなげますと、約2万6000kmということで、地球1周が約4万kmですから、地球の半周以上の長さになっております。また1日の平均配水量なのですが、約430万トンで、東京ドームの約3.5杯分になっております。また東京水道はその規模だけではなく、世界最高水準の水道サービスも誇っていると自負しておりまして、具体的には蛇口からそのまま飲める、安全でおいしいお水が飲めるということ。また、独立採算の地方公営企業として、確固たる経営基盤を持っておりまして自負しております。また漏水率なのですが、これは3%を下回っているということで、世界でもかなり低い率になっております。

次にですが、水道事業の主な環境側面なのですが、後ほどご説明いたします、環境報告書の過程で実施いたしましたアンケートやヒアリング等からも聞かれたんですけども、「そもそも、水道局の職員は何をやっているんですか」、「水道事業って何ですか」というのを聞かれることが多くて。先ほどちょっと説明したんですけども、蛇口をひねれば当たり前のように水が出てくるということで、あまり水道局の職員が、顔が見えないということもあったんですけども。

まず水道事業というのは、水源から蛇口まで、といわれておりまして。貴重な水資源を安心して飲むことができる水道水として、お客様にお届けするというのが使命ですけども、その過程のいろいろな側面で、環境に影響を与えています。

まず、水源地域において、水道局では安定した河川の流量を確保するために、水源林という森林を管理しています。森林では、水源涵養や水質浄化などの機能の他に、CO₂の吸収ですとか生態系の維持など、様々な機能を持っています。

次に浄水場では川から取り入れた水を、きれいにして飲むことができる水にするために、様々な影響を環境に与えています。まず、水を浄化する過程で、大量の電気を使用しておりまして、廃棄物として活性土と呼ばれる土が出ます。また、自家発電の設備を持っており、その燃料使用による排気ガスなども環境に影響を与えています。

次に給水場ですけども、浄水場で作ったお水を給水場にためて皆様のご家庭にお届けしているのですが、この給水場では、浄水場で作った水に圧力をかけて、お客様のご家庭にお届けするためにポンプを使って圧力をかけているのですが、そのポンプを動かすために大量の電気を使用しています。

その他にも、水道工事や、車の使用による騒音や排気ガス、廃棄物などが発生したり、オフィス活動により電気や紙の使用、廃棄物の発生などの、環境に影響を与えるような活動もあります。こうした、より詳細な環境負荷のマテリアルフロー図は環境報告書に載せてありますので、ご覧いただければと思います。

電力使用の側面から見た場合、東京都水道局は、都内の電力使用の約1%を使用している、

大口使用者になっております。そのため、今年夏の節電でも、かなりの努力が必要だったのですが、今年度の環境報告書、10月末に発行予定ですが、その節電対策についても詳しく特集を組んでおりますので、ぜひ発行のときにはご覧になっていただければと思います。

こうした電力使用の中で最も多いのは、配水過程。先ほどポンプを使ってご家庭にお送りすると申し上げたのですが、この過程における電力の使用が約60%を占めています。ただ、そのために東京都水道局では、約32万トンのCO₂を排出しています。水道事業においては、様々なエネルギーの使用が必要で、円グラフからもわかりますように、約90%以上が電気の使用によるものになっております。

こうした環境負荷の削減を行うために、東京都水道局では、平成12年4月に、環境施策を展開する指針として、「東京都水道局環境基本理念」を定め、環境保全と企業経営との両立を目指すこととしています。環境基本理念を申し上げますと、「水は、私たちの生活に欠かせないものです。その水をはぐくむ地球環境を守ることは、人類共通の課題です。東京都水道局では、安全でおいしい水を安定的に供給するという事業活動を通して、豊かな地球環境を次世代に引き継ぐために努力します。」

こうした環境基本理念の実現に向けて、水道事業から発生する環境負荷の低減を目指し、総合的な環境施策を展開していくために、平成16年に局全体の環境マネジメントシステムとなる、「東京都水道局環境計画」というものを作成しました。現在は第3次計画となる、「東京都水道局環境計画2010-2012」を策定し、施策を展開しているところでございます。

その環境計画では、3つの環境基本方針のもとに、20の具体的な取り組み事項を設定し、環境基本理念の実現を目指しています。まず1つ目が、「地球温暖化防止の更なる推進」ということで、水道事業は、自然の恵みである水を資源とする一方で、膨大なエネルギーを使用し、地球環境に影響を与えています。水道局では事業活動に伴うCO₂排出を抑制し、地球温暖化防止に貢献していきたいと考えております。2つ目は「循環型社会への取組」です。私たちの社会を持続可能なものとするには、限りある資源を大切に、循環型社会を構築していかなければなりません。水道局では、廃棄物の抑制と資源の有効利用を図っております。3つ目が「環境意識の啓発」です。環境施策を確実に実施するためには、職員の意識向上とともに、お客様や事業者との積極的なコミュニケーションが欠かせないと、水道局では考えております。そのため、お客様や事業者へ環境意識の浸透を図っていくと、この3つの基本方針、3本柱で環境計画を推進しているところでございます。

続きまして、主な取り組み事項と目標について、ご紹介いたします。二酸化炭素排出量の低減ですけれども、3年間で約6000トンの抑制を図ることを目指しております。その他にも、再生可能エネルギーの有効利用としまして、再生可能エネルギーによる発電規模を7800kW以上にすることを目標としております。また、エネルギーの効率的な利用としまして、ポンプ設備の省エネ化、エネルギー効率に配慮した水運用などを目指しています。さらに水道水源林の保全管理ということで、複層林面積を3年間で15ヘクタール増加、保育作業を3年間で1500ヘクタール実施することとしています。またお客様に対して、当局

の環境への取組についてわかりやすく PR していくことも、環境計画の中に目標として掲げています。

続きまして、環境計画の仕組みになるのですが、取組事項で掲げた施策を、計画的かつ効果的に実施していくために、環境計画では、PDCA サイクルを導入し、実践しているところです。また水道局では、環境計画の実効性を高めていくために、お客様や局内外の関係者に適切に情報提供を行ない、局としての説明責任を果たすとともに、お客様や局内外の関係者にご意見・ご要望をお伺いし、それを可能な限り施策に反映させていくといった、環境コミュニケーションというものを実践しています。環境報告書やホームページなどを活用しまして、当局の環境への取組について公表するとともに、お客様からいただいたご意見・ご要望を職員が共有するなど、取組に反映しています。

この環境コミュニケーションの一環として、環境情報の公開ということで、環境報告書を平成 12 年度から公表しています。環境報告書では、水道事業と環境との関わりや、環境施策への取組状況等々をまとめたものとなっております。その目的は、事業活動に伴って発生した環境負荷について、説明責任を果たすとともに、環境コミュニケーションを促進することにあります。また、想定する読み手ですが、東京水道を利用するお客様、水道局職員を想定しております。この、お客様、東京水道を利用しているお客様の中には、地域住民の方々、環境 NPO のの方々、学生さん等のステークホルダーが含まれております。

ここで少し、水道事業についてのご説明をしますと、水道事業は地方公営事業法に定められた、地方公共団体が経営すべき事業として運営しております。事業に必要な経費は、経営に伴う収入、水道料金の収入をもって充てるという独立採算制を基本として運営しております。事業の運営にあたりましては、公共の福祉を増進するとともに、常に効率的な事業運営を図り、企業の経済性を発揮することも求められています。このため、一般の行政組織から独立した経営組織として、地方公営企業が設定されております。ですので、私も今日来ている奥平も、水道局職員は公務員、東京都の職員ですから公務員なんですけれども。限りなく、企業に近い経営組織になっております。

しかし、ここに、「×株主、×投資家」と書いているのですけれども、限りなく一般企業と近いといいましても、まず、先ほど申しました、地方公共団体が水道事業を運営しているということで、東京都では、東京都水道局のみが水道事業を運営しております。そのため、株主や投資家がないといった、他の企業さんと違う特徴を持っております。そのため、環境報告書のガイドラインの中でも、投融資の状況という欄があると思いますが、ここでは東京都水道局の環境報告書は触れてないということになっております。

続きまして、当局の環境コミュニケーション活動なのですが、水道局では、たとえば一番上は水道キャラバンになりますけれども、当局では平成 18 年度から、水道キャラバンを実施しまして、次世代を担う小学生に、環境保全の重要性を説明しております。これは直接学校にお伺いしまして、劇や実験等を通じて、水と環境との関わりについて、説明しております。さらに地域住民の方々に対しましては、水道何でも相談等を開催して、節水

等の方法をご紹介します。その他、水道施設見学会、浄水場、給水場等を公開して、そこで見学会を開催したりですとか。利根川水系、多摩川水系上下流交流会などを開催しまして、太陽光発電設備における自然エネルギーの有効利用ですとか、水道水源林保全の取組についてご紹介するなど、様々な機会を活用してお客様への広報活動を行なっております。

水道局では、先ほどご説明したように、環境コミュニケーション活動も行なっておりますけれども、その他に、インターネット、水道モニターアンケート等により、お客様の声を積極的に誠実に受け止め、水道事業の運営に活かしております。環境報告書における情報ニーズも、このようなステークホルダーエンゲージメントにより把握しております。まず、水道モニターアンケートなのですが、これは都営水道を使用しているお客様の水道事業に対する声を把握し、水道事業の課題等に対するご意見やご要望を迅速に把握することを目的として、お客様の中から公募で1000人を抽出し、インターネットを利用したアンケートの回答などをお願いしております。ここでも載せておりますように、平成22年度に実施した第2回水道モニターアンケートでは、「今後、水道局でもっとも力を入れてほしい環境施策は何ですか？」という質問で、水道水源林の保全が約80%。自然エネルギーを発電が約63%。効率的な排水管ネットワーク設備による省エネルギー化が約48%。施設の屋上緑化が約46%、という回答になっております。

次に、お客様の満足度調査なんですけれども、これは都営水道を利用しているお客様の中から無作為で抽出した約6000件。一般家庭が3000件、事業所が2400件の方を対象に、水道水の水質やお客様サービス等についてアンケートに回答していただき、事業を行なう上での貴重な資料として活用しております。このようなアンケートを実施して、この中から事業に関するものだけではなくて、環境報告書でこういった情報を開示すべきか、というのを参考にしています。

これに加えまして、昨年度より環境報告書の内容をより良いものとし、信頼性を高めるために、環境報告書の企画作成の過程で、16の環境NPO団体の方々に、環境報告書の記載情報、及び水道局の環境施策の取組状況について、アンケート及びヒアリングを行ない、ニーズを把握しました。ここでは単に質問や意見に回答してもらうだけではなく、相互に意見交換を行なう双方向コミュニケーションを導入しました。

私は昨年度からこの環境報告書の担当になっているのですが、どのような開示情報、環境報告書にお客様がこういった情報を求めているのか、ということが、なかなか自分でもわかりませんでした。そういったときに、環境報告ガイドラインを読んだときに、双方向コミュニケーションの導入というのが必要だということが記載されていまして。双方向コミュニケーションって何なんだろう？って、いろいろ考えた結果ですね、環境NPOの方を幾つかピックアップして、そこにアンケートを送って、ヒアリングをした次第でございます。

こうした意見交換によりまして、環境報告書の必須の特性である、目的適的な情報に

ついて、環境NPOの方々から、貴重なアドバイスがいただけただけでなく、記載情報のチェックを行なっていただくことで情報の中立性を図ることができたと自負しております。

また、昨年度、環境省様のほうからいただきました環境コミュニケーション大賞、その講評の中でも委員の方々から、環境NPOとの意見交換が環境報告の信頼性の向上につながっていると意見をいただいております、なかなか、成功した取り組みだったのではと思っております。

当局の環境への取組は、毎年秋に発行しております、環境報告書に紹介しております。今年の10月末にも、2011年度版が発行予定になっておりまして、当局のホームページからも見られますので、ぜひ皆さん、ホームページからダウンロードしていただければと思います。当局の環境コミュニケーションの活動ですとか、環境情報発信のあり方については以上です。

実はですね、環境ガイドラインへの意見ということで求められていましたので、ちょっと口頭で、いくつか言わせていただきますと。

まず、中間報告を読ませていただいたんですけれども、環境開示における金融の視点ということで、投資家が求める環境の情報ということで、かなり多く割かれていたかと思うんですけれども。先ほどの朴先生のお話と同じように、東京都水道局も投資家がないという、他の企業とはちょっと違う特性を有しております。ですので、確かにこういった金融の視点というのは当然、環境報告書では必要だと思うんですけれども、それだけではなく、ステークホルダーの方々、投資家だけではなくNPOの方もいれば、様々な方、ステークホルダーにいらっしゃると思いますので、そういったステークホルダー別のコミュニケーションの仕方を提言していただけるようなガイドラインにしていただけると、大変、私どもも活動しやすいかなと考えております。

また開示情報の決定プロセスということで、今回、昨年度から私どもは環境NPOさんの方と一緒に協働ということで作られていただいているんですけれども。確かにガイドラインのほうで、ステークホルダーエンゲージメントが大切だと書かれているのですが、じゃあ実際に、他の企業さんがどういったエンゲージメントをされているのか。具体的にどういった手法があるのか、というのが、ガイドラインに記載していただけると、大変ありがたいなと思っています。昨年度から試行錯誤でやっているのですが、そういった、たとえば事例集であるとか、手法などが書かれていると、大変、私どもとしてはやりやすいかなと思っております。

また、ガイドラインは、ほとんど環境報告書の記載情報が中心になっているかと思うのですが。できましたら環境報告書の使い道といいますか、環境報告書っていうのはあくまでも、環境コミュニケーションツールとされていると思うんですけれども。じゃあその、環境コミュニケーション、いったいどんなふうにツールとして使えばいいのか、というのが、なかなか私ども試行錯誤になっておりまして。今、私どもは、先ほど申しました環境コミュニケーション活動の中で、環境報告書を配ったりですとか、こういった取り組みを

やっていますよ、といった説明をしているのですが。他の企業さんがどういう形で行なっているかですとか。たとえば、環境省様のほうで、どういったことを想定されているのか。どういった形でそれを環境コミュニケーションツールとして考えているのか、そういったことがガイドラインに書かれていると、やはり作る過程でもそういったことが反映できると思うので、そういうことが書かれてあると、なお、私ども、作成者にとってはありがたいなということでございます。

以上、雑駁なんですけれども、簡単に当局の環境への取組、環境報告書、大変恐縮なんですけれどもガイドラインの意見ということで述べさせていただきました。以上になります。ご清聴ありがとうございました。

上妻委員長

塩飽様ありがとうございました。続いて、フレンド・オブ・ジ・アースジャパン、三柴様よろしくお願いいいたします。

(3) FoE Japan

FoE Japan・三柴氏

ご紹介ありがとうございます。改めまして、国際環境 NGO の FoE Japan の三柴と申します。こうした場にお声かけいただきまして、ありがとうございます。先ほども申し上げましたが、環境 NGO とは申し上げても、環境報告という専門的な分野に関しては素人ということもありまして、市民の視点から企業様への環境報告への期待ということで、少しお話をさせていただきます。活動を通して、企業とのパートナーシップを、取り組んでおりまして、そういった経験から少しお話ししたいと思います。

最初に、すいません、私ども、何者かというところをちょっとご紹介いたします。その、Friend Of The Earth、F、O、E ととりまして、FoE Japan と申し上げております。国際的なネットワークで、環境 NGO のネットワークなのですが、左のほうの地図に赤い点がありますが、どちらかというとな北で言うと、南の国にメンバーの多い、割とユニークなネットワークで。南の、要は途上国のメンバーの声が大きな NGO のネットワークです。日本では 1980 年から活動しております。

そのスタイルなのですが、まあ、政策提言と、現地活動、啓発活動という、3つの大きく分けてやっております。日本のメンバーですから、私ども、その日本の社会、日本人が、海外なり国内、主にその海外に対して、経済活動、様々な活動を通していろいろな影響を与えていると思います。その影響の、負の影響をできるだけ小さくしていこうということ、そういう視点で現地活動というのを取り組んでおります。

テーマとしましては、大変大きな気候変動・エネルギー、砂漠緑化、廃棄物や、いろんな大きいテーマがありますが。まあ、こういった大きく 6 つテーマ分けて取り組んでおり

ます。私自身は森林保全に取り組んでおりまして、今日はその森林保全の視点でお話していきたいと思います。

突然、具体的な活動内容になっているのですが、フェアウッド調達。そうですね、森林保全というのを大きな目標として活動しております。ただ、特にその、木材もしくはその森林を消費するという視点から、日本は世界有数の木材消費国、木材輸入国ですから、その輸入する木材をできるだけ環境に配慮した木材にしていきたいと思います、そういう環境に配慮したものを買っていただくということを、推進をしております。雑駁に、本当に...そうですね、簡単に言ってしまうと。ちょうど三重大学さんの環境報告書の裏に、FSCのマークがありますが。私ども、FSCの回し物ではないのですが、要は、こういった形で、環境に配慮した森林資源、まあ、そうですね、紙とか木材、こういったものを使っていきましょう、こういったものを使ってください、という活動です、とご理解いただければ幸いです。

で、そのフェアウッド調達というところでは、伐採地の森林環境や、地域社会に配慮した木材、木材製品ということ、フェアウッドと名付けて、企業さんに森林資源、紙にせよ木材にせよ、調達するときには配慮して買ってください。で、右のほうの図で、そのステップとして、現状、何を買っているのか。で、買っているものがわかったら、それぞれをリスク評価をして、じゃあ、どういうものを私たちは買っていきますか、というその調達方針というのを作っていただいて、パブリックにコミットしていただいて。合法、それからだんだん変えていって、持続可能な木材製品もしくは紙製品ということに推移していくことをお願いしております。その背景には、ちょうど環境省さんの所管であるグリーン購入法の木材の調達の基準が、2006年4月に、合法なものを買きましょう、と。それまで間伐材というのが奨励されていたのですが、そこに、合法なものを買きましょう、と基準が変わりまして、そういった背景があります。

具体的に、ちょっと社名まで出てしまっただけなのですが。ちょうど、2006年の4月にグリーン購入法の基準が改訂して、1年ぐらい後の2007年4月ですね。積水ハウスさんが木材を購入する際、住宅メーカーさんですから、たくさん木材買ってらっしゃいます。その購入する木材を、こういった視点で買っていきますと、一般の方々に約束をして取り組んでくださっています。少し見ていきますと、上から、合法性だとか、生物多様性だとか、社会性、その生産地の周りに住んでいる方々のことも考えて買いますよと。で、まあもちろん温暖化防止ということもそうですし、資源、環境とリサイクルといったところも考えて、その10項目、指針を作ってくださいました。

で、これをまあ、調達方針を公表するのみではなくて、それぞれの指針、評価基準みたいなものを作成して、現状が、たとえばこのぐらいです、ランク付けしているのですが、S、A、B、Cとランクをして、Sのものが現状でたとえば10%、Bが20%、Cが30%です、とういことを公表されて、それを何年間でどのぐらいかけて、どういうふう改善していくのかというのを、環境報告だとかWebサイトだとかで公表して、透明性に努めながら、

取り組んでいらっしゃいます。

これは別な企業さんで、東急ホームズさん。こちらも住宅メーカーさんですが、同じようにフェアウッド調達というところに賛同していただきまして、調達方針を策定して、ガイドラインを運用している段階です。具体的なデータも環境報告書に掲載されていますが、すいません、ちょっと持ってこれませんでした。

こうした活動から、こういったものが、やはりその企業に期待できることなのか、もしくは、やっていただきたいのかな、というのを感じたところを、少し 3 項目、紹介いたします。あまり具体的ではないのですが、1 点目は、とにかく本業で環境負荷削減活動に取り組んでほしいと。言葉づかいは若干ちょっと乱暴なところもあるのですが、2 番目の、よく「グリーンウォッシュ」という言葉があります。で、本業でやってらっしゃる中の、別なところで環境活動、CO2 削減であったり様々なことがあります。そちらの活動は素晴らしいのですが、やはり本業が難しいからといってそちらに行ってしまうのではなくて、難しくてもそこに真摯に向き合って、それをどれくらいブレイクダウンして、どうやったら改善できるのか、といったところを真剣に考えていただきたい、と。

で、そのときに、いい視点になるのが、そのサプライチェーンマネジメントなのかなと考えております。今回は木材の例を紹介しましたが、化学物質もそうですし、他のコンクリートであっても金属であっても、すべて、たいていは海外の原料に由来してものが出来上がっていると思います。大なり小なり、その削減の努力というのが、どのくらいの効果があるのかというのは、なかなか難しいとは思いますが。そういったところも分析をされて、ぜひ、生産地の環境とか社会配慮といったところを、取り組んでいただきたいと考えております。

あと 2 点。まあ、当たり前だろうっていうポイントではあるのですが。あえて申し上げますと。環境経営、環境報告、というときに、もちろん素晴らしいことは素晴らしいのですが。出来てないところ、これを出すとちょっと、っていうところも、ぜひ思い切ってこう、公表されて、先ほどの調達方針で、改善の過程を見せていくとかっていうことも含めて、どれくらい、こう、その各社の方々に抱えているものを公表できるか。パブリックとコミットできるか、というのは大きな視点になるのか、と思っております。

で、なぜこんなことにこだわるかというのは、やはり、ご覧の通り、古紙偽装とか食肉の産地偽装とか、市民の視点からするとやっぱり、どうしてもその、根強い不信感があって。市民の信頼を勝ち取るというのは、やはりこれからの企業経営で、もっとも大きなポイントではないかと考えております。で、「正直者は馬鹿を見る」のではなくて、「正直者が先を行く」というような方向が、根づいていくといいのかなと考えております。

で、最後の 1 点なのですが、これはまあ、専門家の方々、皆さん、言葉にされることですけれども。先行投資として環境経営に真摯に取り組んでほしいなど、思っております。縛り、ではなくて、それをやることによって、先に行ける。もちろん先進国でこれだけがんばっていて、新興国の企業は全く、排出も考えてないような国、企業というのは、皆様

の頭に浮かぶとは思いますが。まあ、やはり、先進国としての責任を果たす意味では、真摯に正直に、こう、やっていくことが、企業の長い目で見たレピュテーションというのを高めていくものだ、と信じております。

以上、簡単ですが、ご清聴ありがとうございました。

質疑応答

上妻委員長

三柴様、ありがとうございました。3人の方々にご報告をいただいたんですけども。大学、自治体、NGOと、我々が環境報告ガイドラインを作るときに念頭に置いている事業者の方では、直接はないの方々にご報告をいただいています。

今のご報告を踏まえまして、ご質問とかご意見とかをいただきたいのですが。あわせて、環境報告ガイドラインの、基本的に「事業者」と言っている対象者と、今の方々のような直接の事業者ではない方々の環境マネジメントに関する考え方も、あわせてですね、お考えになっていただいて。ちょっと難しいお話かもしれませんが。後ほどこの件については、直接検討していただくことになると思いますけれども。ご質問ご意見等がありましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。じゃあ、お願ひします。

佐藤委員

質問で、よろしいでしょうか。水道局の方、すみません、よろしいでしょうか。

大変興味深いお話、ありがとうございました。環境報告をされているということで、非常に市民の生活に近いところでの、事業活動だというふうに思ひまして。東京都民が全員ステークホルダーだと、いうことですけども。今回、福島事故がございましたけれども、こういう影響について、たとえば来年度の環境報告などでは触れていくというご予定は、おありになるのでしょうか。

東京都水道局・塩飽氏

どうもありがとうございます。佐藤先生がおっしゃったように今、東京都の方々、水の、おそらく安全性ですとか、そういったことに関して、すごく敏感になっていらっしゃると思うんですね。なので、今月末に発行する2011年度環境報告書では、水の安全性への取り組みの特集を大きく組んでおります。先ほど言った開示情報の決定プロセスということに関わると思ひますが。私たちは環境報告書に何を載せるかと考えたときに、そこで、お客様へのアンケートですとか、環境NPOさんへのヒアリング調査等を行なうんですけども。今回の、関係の企業さん等へのかなり調査におきまして、やはり水の重要性というのは絶対だよ、という意見がやっぱりありまして。そこは、欠かせないだろうということで、大きく特集しております。

上妻委員長

よろしいですか。他にいかがでしょうか。それでは、ちょっと私のほうから 1 点、塩飽さんに伺いたいのですが。

東京都の環境報告の中に、CO2 を 3 年間で 6000 トン削減するというのがありますが、この 6000 トンというのは、3 年間でトータルに 6000 トンという意味ですか？それとも。

東京都水道局・塩飽氏

トータルで 6000 トンです。

上妻委員長

他にいかがでしょうか。お願いいたします。

魚住委員

あのう、6000 トン。東京都の環境確保条例、あちらのほうからの率から考えたら、ものすごい低いように思うのですけれども。

東京都水道局・奥平氏

はい、ええと。確かにですね、これは水道局の環境計画で定めている、3 年間で 6000 トンという数字でございますが。まあ、都の条例は、もうちょっと、だいぶ厳しい条例でもございまして。そちらのほうについては、また別の目標というのを、長期の、立てておりました。それについては、しっかり、第一の削減期間については、クリアできるという方向で見通しがでしております。

上妻委員長

よろしいですか。お願いします。

魚住委員

FoE Japan の三柴さんにご質問なのですが。期待すること、ということで、こちらへんが、もう、私なんかは全く同感で。賛成なのですが。環境 NGO 自体が環境報告を出している例なんかはあるんですか。

FoE Japan・三柴氏

ご質問ありがとうございます。また、厳しいご質問をいただきまして、ありがとうございます。ええと、環境報告ですね、あのう……そうですね、大手さんでも、なかなかそういったケースは、正直申し上げて、ない、かなあ、とは思いますが。団体内部ではそれぞれ聞くとところによれば、紙の削減に取り組むとか、省エネにも取り組むとかっていうとこ

ろは、やっていますね。私どももやっているんですが、まあ、報告までは、まだ動いていないのが、正直なところですよ。

上妻委員長

大丈夫ですか。他にいかがですか。

富田委員【54-014859】

同じく、FoE Japan の三柴さんにお伺いしたいのですが。今回は、この委員会のために、こう、いくつかの企業の報告書からの引用みたいなものがあるのですが。もしかしたら、FoE Japan の活動に必ずしもフィットしてないかなという可能性もあるとは思いますが、環境 NGO として、比較的こう日常的に企業の環境報告書みたいなのをレビューして、ここがちゃんとしてるかどうかが、みたいなことは、されて、実際読まれたりしているのでしょうか。

FoE Japan ・ 三柴

ありがとうございます。活動で、お付き合いと申しますか、変な表現ですけど、何かコミュニケーション取っている企業さんからは、環境報告書を送ってくださるので。それで、だいたい、まあそうですね、全体的、というよりは、どちらかという、ついつい木材とか、そういったところに注目はしてしまうのですが、拝見はしております。ただ、それを正確に分析をして、ということまでは、なかなか追いついていないところが正直なところですよ。

上妻委員長

西堤委員、お願いいたします。

西堤委員

はい。三重大大学さんにご質問いたします。総合的な取り組みですし、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会を目指す、国の方向と一致した、優れた取り組みだと思えます。一つ、CO2 の排出削減の実績について、目標というか、2020 年までにできる目途がついたというのはわかったのですが、これまでの実績がどういう感じだったかというのが、若干わかりにくかったので、今の時点でどのくらいという数字が、わかりましたら教えていただきたいのですが。

三重大学 ・ 朴氏

目標は、世界一だと言いながら、実際にどうやっているかという、省エネ法に基づいて、1%ずつ削減は、確実に注視はしております。今回のところでは、あの、環境報告書 2011

の、これがまだ、アップデートをされていて、これから印刷に入るところなんですけれども、68 ページのところ、「業務運営」という方針のところ、エネルギーに関して 2%削減、というふうに書いているところの、一番右側がオレンジ色になっております。これ、どうということかというのですね、1%ずつの省エネ法に基づいたものが、確実に守りますねというふうにしてですね。去年、まあ、楽々に達成したから 2%にしよう！と。そういったとたんに暑くてですね、増えちゃったんですね。で、2%減らすどころか、増えちゃった、ということになって、ここでイエローカードをもらっているわけなんですけれども。だから、今の質問に対する答えは、減るところか増えた、ということが現状です。

ただ、私たちとしては、方法が全くないわけではなく、特に今年、幾つかの実験、社会実験をしてみました。まず 1つが何かというと、お昼の時間に 1 時間、12 時から 1 時、ほとんどの電気を消してみよう、空調消してみようということで、どのくらい減るのかということを実験してみましたら、約 8%から 10%くらいは、減っていましたが、たかだか 1 時間だけのことで。また 1 時になってくると、上がってきて、その 1 時間の 8%というものは、何にもならないのだということが、まずわかったということですね。

その次、夜の電力の、基本的に夜は誰もいないので、徹底的に回って、学生と一緒にパトロールをしてやれば、減るのか、と思ってみたらですね。本学は 1 日で約 6000kW を 1 時間あたりで使っているわけなんですけれども。夜でもほとんどの時間帯に、3000kW、半分近いものがずーっと、使われています。どんなに消せ、消せ、といっても使われているんですね。なぜだ、という理由がわかりました。その理由は、特に実験系のところで、冷凍庫をですね、研究上はのあれの保障できないから、絶対、ガラガラでもマイナス 70 度、80 度まで(冷やして)やっていくと。そういうような実態がわかりました。

それから、つまり、どんなに細かいところでがんばっても、減らないんだということがわかったんですね。だから、非常にこれは悲しいときに、学生たちみんなががんばって、電気を消すんだ、という直接行動を促していたんだけど、実際に見ていったら、増えるわ、減らないわ、変わらないわ、ということがわかりました。

そこで、作戦を変えて。たまたま経産省の補助とスマートキャンパス構想があったので、えいっと、そういうところにやってみようということで、18 億(円)のものだったんですけども、それを手を挙げて、ガス・コジェネで、エネルギー転換をしていく形にやっこう。そういうことで試算してみると、コ・エネで 70%以上のエネルギー効率があるわけですけど。うちはほとんど今、電気と、A 重油とかそういうあたりでやっているの、それを変えることによって、何と、夜の電力もさることながら、昼の電力において、15%から 20%、マキシマム 24%まで減るとということがわかりました。で、今年採択されているので、今年含めて 3 年で、24%減るということです。これから 1%、2%やっていくというような形でのものを、また、もとの 1%の省エネ法をふれない形でやっていくことにして。3 年で 24%減らして、病院がそのうち 10%完成されるので、それで達成という形に持っていこうね、というふうに言っているのは、あくまでも外向けでのパフォーマンスであって。実際

には、どんなにがんばっても、ぱんぱんにやらないと、1%がめいっぱい、ということがわかりました。

だから、答えとしては、2%に上げたたん、駄目でした、ということと。で、それがダメだったことではなくて、要因分析がその中から生まれてきて、それでいろんな仕組みを利活用することによって、3年をめどにして、結果的な2020年で30.7%減らそうとしていたものが、前倒しで2014年で34%減らすことにつながった、ということが、言い訳かもしれないけれども、こういったようなことからわかったこと、次につながったということへの、答えになろうかと思います。

上妻委員長

よろしいでしょうか。

西堤委員

はい。

上妻委員長

どうもありがとうございます。非常に貴重な機会ですので、いろいろ伺いたいことがあると思いますが、時間のこともありますので、ここで終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、ちょっとここでいったん休憩を取りたいと思います。ですけれども。中途半端ですけれども、35分から再開するというので、8分ぐらい、お休みにしたいと思います。

【休憩 54-015643～020507】

4. 改訂の基本方針、記載内容など

上妻委員長

それでは、皆さんお戻りになられたようですので、再開させていただきたいと思います。続きまして、議題の4番目でございます。資料1-8に基づきまして、改訂にあたっての基本方針につきまして、事務局のほうからご説明をお願いしたいと思います。

資料1-8 前半(P1～3)説明

事務局

それでは、ご説明をさせていただきます。1-8のうち前半について、ご説明をまずさせて

いただいて、ご議論いただければと思います。

まず、環境報告ガイドラインの改訂にあたっての基本方針というものを、事務局のほうで考えました。1つ目は、環境報告を既の実施している事業者にとって、更なる環境報告の質の向上につながるようなガイドラインにするということで、すでに発行されている方々、特に、大きな企業、大企業の方々も含めまして、より質の向上というものを目指していただきたいということで、そういうガイドラインにしたいと思っております。

それから2つ目は、環境報告を未実施の事業者にとって、新たな環境報告の実施につながるようなガイドラインとするということ。前回の検討会でもございましたが、売上高、特に1000億円未満になりますと、売上高の規模が小さくなればなるほど、発行の割合というものも小さくなっておりますので、そのような方々に対しても、より普及を図るということを目的としたガイドラインとしたいと考えております。

それから3つ目でございますが、環境経営の方向性を踏まえた上で、環境経営の全容が、利用者に伝わることを目的としたガイドラインにするということ。これは中間報告のご議論を踏まえまして、環境経営の方向性といったものをしっかりと踏まえて、それを利用者にはしっかりと伝えていく、といったことを目的といたしたいということです。

それから4つ目でございます。国際的な動向を踏まえた上で、将来の環境報告の方向性を見据えたガイドラインとする、ということでございます。前回の検討委員会でも、グローバルな動向という視点がございましたが、そのような議論の内容を踏まえまして、将来の10年なりの環境報告の方向性といったものをしっかりと見据えたガイドラインとしていきたいというふうに考えております。

それから5つ目でございますが、「環境的側面、社会的側面、経済的側面の統合的な向上」を目指した、環境政策との整合性が取れたガイドラインとする、ということを考えております。この5つが、一応基本方針と考えております。

それから次のページ、2ページ目でございます。改訂にあたっての留意事項を、一応まとめました。

まず、1つといたしましては、今のご説明した基本方針に則りまして、環境報告ガイドライン2007年版に、中間報告の内容を加味いたしまして、必要な修正をしていくということを考えております。

それから、環境報告書の記載方法が中心であったということではございますが、それを環境報告の実施という点に力点を、その点を中心に置いたようなガイドラインにしていきたいと。これは特に、環境経営の促進ということにつなげたいという思いもございまして、特にそれを、報告を実施していただくということに、より重点を置いた書きぶりをしていきたいというふうに考えております。

それから3つ目でございます。最近の開示動向、開示媒体の多様化等の開示実務を踏まえたものとする、ということでございます。サステナビリティレポート、CSRレポート等、いろいろございますので、そういったものも、開示媒体の動向であるとか、開示媒体の多

様化であるとか、Web とか、そういうことについても、しっかりと踏まえた上で、ガイドラインを作っていくということにしております。

それから、以下の 4 つを前提とするということで考えました。1 つは、環境報告の考え方に一定の理解があることが前提ということで、一応考えております。全くの、何もこう、ご存じないような方ということではなくて、ある程度、環境報告書については基礎知識がある、基本的な考え方というものにご理解があるということをご前提にして作っていきたいと思っております。ただし、環境報告の基本となる考え方については、しっかりとガイドラインの最初のほうに触れていきたくて思っておりますので、そこを見ていただければ、ある程度の環境報告の基本となる考え方についても、ご理解いただけるのではないかと考えております。

それから、事業活動全体、企業であればこれは連結になると思いますが、事業活動全体の環境報告であることが前提ということでございます。これは中間報告でもご議論ありました通り、環境負荷の全容であるとか、環境配慮活動の全容をお示しするという環境報告であるということでございますので、やはり事業活動全体の環境報告であるということが前提になると思います。場合によっては、それより、より小さい範囲、狭い範囲、サイトレポートとか、そういうより狭い範囲の一部の報告書ということも考えられるとは思いますが、それにつきましては当ガイドラインを参考にさせていただいて、作成していただくということで考えております。

それから、開示媒体につきましては、基本的に環境報告書が前提ということを考えております。CSR 報告書等も含んだ上での環境報告書ということで考えております。ただし、アニュアルレポートなど、他の媒体での環境情報開示においても、十分参考になるような内容にはしていきたいと考えております。

それから最後でございますが、公表形式、冊子や PDF 等については、特に特定をしないということでございます。ただですね、一応、ただしということで、報告書としての体をなしているということ、全体像が明確にわかること、といったことが条件にはなってくるだろうとは思っています。

申し訳ありません。3 ページ目の、それを踏まえました改訂の方向性まで、ご説明させていただきます。基本方針、今、この左側にある 5 つをご説明いたしました。それを踏まえて、改訂の方向性といたしましては、右側のようなことを考えております。

まず 1 つは、経営責任者が環境報告を実施する際の、重要な事項をわかりやすくまとめていくということを考えております。これは、環境経営の方向性の最初にも、経営者の強力なリーダーシップということを挙げさせていただきましたが、環境経営の遂行には、やはり経営者の方のそういうイニシアチブやリーダーシップ、指導力というものが非常に重要になってくるということでございますので、その経営責任者の方が、環境報告書を実施しようとしていただけるような内容にしっかりしたいと考えております。

それから 2 つ目でございますが、環境情報を開示する際の重要な事項をわかりやすくま

とめるということで、これは環境報告書等を実際に作成する際に、留意すべき事項というものをしっかりと分かりやすくまとめていくと。

それから、経営責任者の関与や戦略的な対応状況等が適切に伝わるようにするということ。これは5つの方向性を踏まえた内容です。

それから、グローバルにおける環境報告の標準的な指針となるようにする。いろいろ先進的な動向もございますが、そういうことも踏まえながら、さらに、まだ発展されていない、環境報告自体がそれほど広まっていない国にも、しっかりと参考となるようなガイドラインとしていきたいというふうに考えております。

それから5つ目でございますが、環境と社会・経済的側面との関連性がわかるようにするというので、環境政策との整合性といった点から、このような内容も考えております。以上でございます。

上妻委員長

はい、ありがとうございます。おそらく、いろいろなご意見があると思います。皆様のご意見、ご質問、承りたいと思いますけれども、その前に、私も1人の委員として、私の承知している範囲で、若干補足させていただきたいのですが。

1ページ目のところ、基本方針の中に出てくる用語で、「環境報告」と「環境経営」というものが出てきてます。かつてのガイドラインは「環境報告ガイドライン」だったのですが。まあ、現行のガイドラインですね。ただし、文章は、「環境報告書は…」という書き出しで始まるんです。で、「環境報告書」を書くためのガイドラインとして、「環境報告ガイドライン」というものが作られていて、その経緯が説明されているのですが、今回は、「環境報告は…」という書き出しで始まる、ということです。

で、その「環境報告」の枠組みの中に、企業が行なう環境情報の開示を、その対象とするということで、主たるメディアとして、開示媒体として、「環境報告書」があるんだ。で、環境報告書はCSR報告書も含む、ということは、サステナビリティレポートも含むということなんですけれども。かつての、現行のガイドラインに関しましては、それを同議だと考えて、ガイドラインを作っていたんですけれども。今回は環境報告書はあくまでも環境報告書であって、環境報告書の目的を達成するために、必要であれば、その範囲で社会情報、経済情報が載ってくる。で、それがCSR報告書と同じものであれば、それは環境報告書だ、といったロジックで作っていくということでございます。

ですから、Webなどで開示されるもので、どの程度が環境報告と言えるのかがわかりませんけれども、そういうところにも指針となるような、ということですね、あえて「環境報告」という言葉を使っているということでございます。

それから「環境経営」に関しましては、中間報告のときにもだいぶ議論になりましたが、環境経営というものの自体が存在するのか、しないのか、ということは、ものすごく大きな議論の対象だと思います。ただ、ここで言っている「環境経営」というのは、企業が環境

マネジメントも、それ以外のステークホルダーとの対応関係に関しましても、切り離せない状況で一体的に経営しているということが、実情になっていますので、そこから環境だけ切り出すということ自体が、非常に無理がある。ただし、その大きな部分を環境が占めるということは、確かでございます。で、環境に関わって、企業がどんな経営をしているのか。どういうふうな事業活動との関わりあいを持っているのか、ということ全般を見るという意味で、環境という視点で企業経営を見ていこう、ということが、「環境経営」という考え方でございます。

それから、(2ページ目の)2番目の、「環境報告書の記載内容が中心であったが、環境報告の実施が中心となる」というのは、先ほど申し上げた「環境報告」という概念に、ガイドラインがシフトするということの、証でございます。

それから、(3ページ目の)のところ(に)環境政策との整合性を図るために、環境と社会・経済的側面、という文章が、基本方針の中にありますけれども。これは環境報告書を作成する場合にあっても、環境関連で出てくる社会的側面、経済的側面については、取り扱ったという、そういうことでございます。で、多くの場合、環境問題って単独で出てくるわけではなくて、ある一定の原因の中から、環境問題も社会問題も同時に出てきている、経済問題も同時に出てきている、というのが実情でございますので、そういう実態の側面をよく分析的に考えて、ガイドラインの構成を考えるということでございます。私が承知している範囲の中での、若干、補足をさせていただきました。

それでは、皆様のほうからご意見をいただきたいと思いますが、ご意見のある方、恐れ入りますがネームプレートを立ててお知らせいただきたいと思います。

富田委員、お願いします。

富田委員

まず基本方針ののところなのですが。先ほども質問がちょっと出ていたかと。この、「環境報告書、未実施の事業者」。もそうですね、「事業者」という言葉が使われているのですが。「事業者」というのは、ちょっとどういう定義なのかというかですね。先ほども、NGOの方は(環境報告書を)出さないのか、というような質問がありまして。NGOの方も事業者に入るのか、まあそのへんのところですね。何となく、一般的な傾向なので、別にフォローする必要はないかもしれませんが、たとえばそのCSRの世界でも、今度出たISO26000というのは、社会的責任ということで、コーポレートに限らないと、あらゆる組織が必要である、というふうに謳っていますので。たとえばそういったコンセプトがこの中に含まれているのかどうか、という点ですね。

あと、に関してですね。この「国際的な動向を踏まえた上で」、これは確か中間報告の中になんか書いてあったと思うのですが。具体的に、これは、どのへんまでを意識するかみたいなのによって、ずいぶん方向性も変わってくるかなと思いますので。このへんは、どの程度こう具体化して、こういった、これとこれとこれ、みたいなのを、ある程度明示

的に議論していくのかどうか、ということに関して、もしコメントがあれば教えていただけますでしょうか。

上妻委員長

私のほうから答えさせていただきます。「事業者」にしましては、いわゆる私企業の方々が事業者なのか、それ以外の組織全般も含むのか、というご意見だと思いますけれども。一般論から言えば、事業者の方々は事業活動を営む方々全部含むことになるので、通常利益を上げるための私企業ではない人たちも含む、ということなのですが。環境報告ガイドライン 2007 年版の書きぶりを見ていただくとわかるんですけども、事業者でも、とりわけ製造業を中心に書かれている。

上妻委員長

で、多くのガイドラインがいつも問題になっている、1つのガイドラインの文面で全てのものに適用することが果たして可能なのか、という One size Fit All の話が出てきますけれども、その問題は今回も残っています。で、「事業者」の単位というのは、ガイドラインの改訂にあたっては、単なる私企業の方々だけではなくて、それ以外に、環境に関わって、環境に良い影響も悪い影響も与える、インパクトのある方々を全部対象にするという考え方です。

ということになりますと、中身の文面をそういうふう書き換えていかなければいけないんですけども、必ずしも十分に全てをカバーできるほど書き込むことができるのか。そうなってくると、かなり細かく書かなければいけない。そういう、そのルールベースで、かなり厳密に書くものが、果たしていいのかという議論は残ると思います。

それで、今回の改訂にあたっては、後で出てくるとは思いますけれども、基本的には、基本的な考え方の部分のガイドラインと、その考え方に基づいて標準的な報告書を作るとしたら、こういうものができる、といったようなルールベースのところと 2 つに分けて、その双方に、「事業者」の範囲によく留意をしながら、つまり NGO の方々や、それから行政だとか大学等も含めてですね、少し理解が促進できるような形で文面を添える、というのが、まあ基本方針です。

それから、国際的な動向に関しては、G4 が今、改訂作業に入っていますし。GHG プロトコルの Scope3 スタンドアードが一昨日出たばかりですので。国際的には様々な環境関連のガイドライン、それから制度の改訂が行なわれているという現状です。で、そういうものをいちいち取り上げていくということが、果たして可能なのか、というのが、大きな問題だと思います。G4 に関して、G4 の GRI の事務局と、何と言うんですか、交流があって言っているわけではありません。ただ、問題は、基本方針に掲げられている環境経営の方向性、つまりビジネスの人たち、私企業も、私企業じゃない人たちも含めて、事業活動を営んでいる人たちが、どういう方向で環境に関与しながらマネジメントをしているのかと

ということが、非常に重要なポイントで。それを描写するために、どういうふうにガイドラインを作っていけばいいのか、という考え方ですから、必然的にそういう問題を抱えている、各ガイドラインを作っている機関の方々、もしくは制度を作っているの方々、の考えと、そんなに大きくは、ずれないという認識です。

富田委員

ありがとうございました。非常によくわかったのですが、1点目に関して、特に に関して、やはり未実施の事業者にとって、新たな実施につながるようなという、目指すということを考えると、やはり、確かにこれまで製造業中心であったということもありますし、多分その直接影響みたいなのが、かなり重点に置かれたと思うのですが。逆にその、開拓していくという観点からすると、もう少し、あまり直接影響は大きくないんだけど、実は間接的に非常に、環境のポジティブなりネガティブに影響を与えている事業者、というのは結構あると思いますので。やはりそのへんの、まあ、なかなか難しいというのは認識しつつですね、もうちょっと広い、製造業のみでない事業者もスコープにしていくというのは、少し意識してできたらいいんじゃないかな、というふうに思いました。

上妻委員長

その件に関しましては、たとえばその、マテリアルバランス、マテリアルフローのところを、非製造業だとか、他の自治体なんかについてもモデルをある程度書ければ書く、とかですね。それから、中小の方々。新規に環境報告を作成するの方々にとっても、ガイドとなるような部分を作るとかっていったような配慮は、していこうというふうに事務局のほうで考えているようでございます。

富田委員

はい。ありがとうございます。

上妻委員長

他にいかがでしょう。古田委員、お願いします。

古田委員

ご説明ありがとうございます。上妻先生が先ほどおっしゃられました、「環境経営」という言葉の使い方などの考え方なのですが。私が考えますに、現在において、環境問題というのは、企業の中身のほうに浸透してきており、本業の中にインテグレートされていると考えます。企業が「環境経営」というジャンルに、フォーカスして経営をしているということは、徐々になくなってきている。逆に言うと、企業経営の中の一要素に、完全にインテグレートされている、というふうに考えています。それが現在の姿だと思います。

で、一方で、過去のガイドラインって何だったのか、と考えると、当時は、環境問題を企業もきちっと意識しなければいけない、まだ企業経営の中に環境問題がインテグレートされていない。要するに、環境にもフォーカスをしていくんだという、ある意味警鐘的な部分も含めて、「環境経営」という言葉が使われ環境報告書ガイドラインという形で動いてきたと、私は理解しています。

そういう意味で、この2007年版から、2011年版か12年版に発展する段階においては、我々が進歩してきた部分において、この「環境経営」という言葉で、固執しないほうがよいと思います。要するに、企業経営における環境という視点での、切り出した情報としての考え方のほうが、現在の企業活動における環境の位置付けに、合っていると。それだけ進歩してきたと。その中での報告。という位置付けのほうが、正しいと私は思います。

上妻委員長

私も同意見です。ただですね、現行の環境報告ガイドライン2007年版は、広く事業者の方々に使われていてですね。これをその、理由もなく改訂するということは、やはり、よくないことだろうというふうに思っています。で、その中には「環境会計(経営)」という文言が入っています。その「環境会計(経営)」という文言について、おっしゃるように、ちょっと、少し古くなっています。ですから、今回の改訂にあたって、その環境経営という文言を使うのか使わないのか、ということ、大きな論点になると思います。

けれども、今回に関しては、それを使うことにしてですね。その、使うにあたっては、きちっとその、説明をして、今おっしゃったような、環境という問題以外のその、それ以外のですね、様々なステークホルダーとの関与に関しても、広く事業活動の中に組み込まれている、戦略的に一体化して組み込まれているという状況を、環境という視点を見て、視点からその見ていくんだ、というふうな形で。まあその、どういう修文の仕方になるのかわかりませんが、今おっしゃっていただいたような形で、書き込めるように努力をしていきたいんです、ということでございます。

で、「環境経営」という文言を取ってしまうのは、すごく簡単なんですけれど。それは私の一存で決められるようなことでもないし、ここでもっと大きな議論になるし、作った後に、何かいろんな問題が起こってくることを考えると、なかなか...困難な問題で。今それをするのが、いいのかどうなのか、ということについては、少し躊躇せざるを得ないという状況でございます。

國部委員をお願いします。

國部委員

今のですね、「環境経営」の問題に関してですけれども。まあ確かに、企業経営の中に、環境がインテグレートされて、やられている。事業者の立場からは、まさに、その通りなんですけれども。環境報告書の最も重要な目的は、まあ、それを評価するっていうことだ

と思うんですね。もし、企業経営の中に、環境の要素をインテグレートしてやられているようになっているのであれば、それを開示して、社会がどう評価するのか。そういう形で、作っていかれることは、環境経営の進歩と、報告書のガイドラインの進歩が合わさっていくので。まあ、そっちを目指していただけたらな、というのは思います。

上妻委員長

ありがとうございます。佐藤委員、お願いします。

佐藤委員

ステークホルダーが期待するような、環境報告を、どうやって実現するかが重要だと思います。環境報告は、「誰が読んでいるのか」「誰に読んで欲しいのか」という点はいつも問題になります。作成している企業の方からは、アンケートにほとんど回答がない、面白いと思われているのかわからない、という声を聞くわけです。そういう意味では、常にステークホルダーが、どういうことを期待しているのか、ということ意識して報告をするということ、そして期待に添うような内容をどのように盛り込むかということだと思います。

たとえば、先ほどの水道局のお話にもありましたけれども、今は国民全体が非常に安心というものを、意識し始めている。社会全体が、放射能が水道に与える影響を知りたいという状況の中で、ごみをへらしました、と言って、ステークホルダーが満足するだろうか、ということ考えると、やっぱり、そういう、社会の期待にどうやって応えるか、ということ常に意識する、ということが、私は必要だと思います。

それを、この基本方針に書くかどうか、というところ。特に のところの書き方がですね、「国際的な動向を踏まえた上で、将来の環境報告の方向性を見据えた」というのは、何となく、こう、すごく国際的な動向をよく知ってる人が、「ヨーロッパでこんなガイドラインが出たらいいよ。そうすると、来年はイギリスではこんな報告が求められるかもしれないから、こういうものを作ろう」とか。そういう、非常に特殊な人のための報告書になってしまうような気がします。ですけれども、ステークホルダーというのは、日常の消費者や労働者が、それを見て、あ、この会社いい会社だなとか、安心できるな、という、そこが本当は、非常に重要だと思います。

上妻委員長

ええと、ご指摘の通りだというふうに認識しています。それで、ステークホルダーに関しましては、誰がステークホルダーなのか、特定をするというスタンスでは作らない、という考え方です。要するに、必要とされるステークホルダーの方々のニーズがあったときに、いつでも見られる。そういう形で情報を開示している、透明性の確保というのが、企業経営にとっても有用である、というスタンスがベースということでございます。

で、今、現行のガイドラインにはありませんが、ステークホルダーとの関与、ステークホルダーへの対応ということについても、基本原則の中に書き込む。それから、中のほうの具体的な開示の部分についても書き込む、ということでやっていきたい。

それから、国際的な動向に関してですけれども、それは先ほど申し上げたように、別にどのガイドラインを参照するとかそういうことではなくて、我々が一番見なければいけない、企業の環境行動を評価するという、先ほど國部委員がおっしゃったようなことについての目的を果たすために、どうしても見なければいけないものって、いっぱいあるだろうと思うんです。それを入れ込んでいく形で、結局は国際的な動向と合致していく、というのが認識でございます。

それでは、加藤委員、お願いいたします。

加藤委員

はい、ありがとうございます。ステークホルダーの1人としての、投資家の視点から、意見を述べさせていただきたいと思います。

基本方針の のところで、「環境経営の方向性を踏まえた上で、環境経営の全容が、利用者の伝わることを目的としたガイドラインとする。」とあります。まさに、ここで言う、「全容」という言葉が、非常に重要と考えております。なぜかという、投資家としては、最終的に、投資する企業を、環境も含め、全ての企業活動を見て、評価し、投資する対象を決めていく、という形になろうと思います。ついては、全容、すなわち、なるべく幅広い情報をいただきたいと考えているところでございます。その視点から、3 ページ目の、「基本方針と改訂の方向性」の、 のところ、「改訂の方向性」を読んだ次第ですが、ここで書かれている、「経営責任者の関与や対応状況等が適切に伝わるように」という箇所は、まさに必要だと思います。加えて、先ほど古田委員から、すでに環境は企業の一要素である、というお話もございましたが、環境がどういう位置付けで、企業の中で捉えられているのか。そして、本業とはどういう関係があるのか。取り組む目的は何なのか、といった、上位概念的なものがあって、その全容を情報開示いただいて、その上で経営責任者がどのように関与して、具体的にどういう対応をしているのか、ということを適切にお伝えいただくと、非常にわかりやすく、1つ1つの取り組みの評価だけではなくて、企業全体の評価に結び付くのではないかと、考えた次第でございます。

上妻委員長

貴重なご意見ありがとうございます。そういうような方向性で、今、事務局で策定中の文案には、書き込まれる予定でございます。

で、順序といたしまして、國部委員、市村委員、富田委員、西堤委員の順で、ご発言をお願いしたいと思います。國部委員、お願いします。

國部委員

ありがとうございます。さっきはちょっと環境経営のことだけコメントしたのですが、全体的にちょっとコメントさせてください。

まず、この「改訂に当たっての基本方針」、それから「改訂に当たっての留意事項」等々ご説明いただきましたけれども、書かれていることが、非常に抽象的ですよ。もう少し具体に入って検討していかなければならないことがたくさんあると思います。で、その具体というのは、具体的な環境の項目ではなくて。

ここで書かれていることに、将来の方向性ということがよく書かれている。環境経営の方向性とか、将来の方向性とか、他の社会とか経済との政策との整合性。で、そう考えてきたときに、具体的に、じゃあどういう方向性があるのかとか。他のことと考えたときに、どういう関係性が重要なのか、という問題を、やっぱり深めないで、「方向性」といっても抽象的な議論に終始してしまうと思うんですよ。

その時にやっぱり、いくつか考えておかなければいけないキーワードというのがあって。たとえば方向性だと、最近の動向だと「公共性」という概念がございますよね。これは民主党政権になって「新しい公共」というのが出てきたり。それからまあ、テレビで非常に有名な、ハーバード大学のサンデル教授が言っている、あれも「公共哲学」で。そういうのが、世界的なところで、いろんなところで出てきているものの背景と、ここはどうなのかな、それは大きな問題です。

それから、この環境レポート、環境報告というのは、情報開示ですから。情報開示の世界では何が起きているのかということ、やっぱり IFRS との関係、国際会計基準との関係。あるいは企業の情報開示をどうやっているのか、内部統制をどうやっていくのかという、すごく大きな問題があって。環境情報開示も、それとは無関係ではないわけですよ。で、具体的にはまあ、もっと細かく言うと、原則主義的な開示なのか、それとも規則主義的なルールベースの開示なのか。つまり、原則を決めて、あとは企業に任せてやっていくような方法なのか、細かい開示の方を決めるのか。これ非常に重要な問題で。全体的な情報開示の中、あるいは会計の開示の中でも議論されているんですけども。ここでもやっぱり、重要なテーマになってくるので、ぜひ考えていただきたいなど。

それから、もう1つは、今、この国際的な経済の中で、重要な問題は、やっぱり、金融危機ですよ。アメリカ、ヨーロッパがこういう状況になってしまっ。これは、リーマンショックから、ずっと引きずられている。日本も、非常に大きな財政赤字だ。そこまではちょっと、環境報告ガイドラインでは解決できませんけれども。しかし、企業に対して、あるいは金融機関に対して、環境情報開示していくということは、金融中心のショートターミズムを乗り越える、中長期的な視点を与えることに、重要性がある。これは、私が言っているわけではなくて、欧州とかで環境情報開示を語るとき、あるいは CSR を語るときには、必ず言われること、なんです。ですから、そういうことも踏まえて、この方向性を具体的に考えていただきたいなという、まあ、コメントというか、意見です。

上妻委員長

ありがとうございます。貴重なご意見だと認識しています。基本的なその、ラフな考え方しか、今回お示ししていないのですけれども。次回の検討会までには、今おっしゃったようなところが、わかるようなものが、出てくると思います。で、基本的には、ガイドラインの構成は、原則ベースのところと、それから書き方の指針になるような規則ベースのところと、ハイブリッドで組み合わせられたようなものになる予定でございます。

基本的に外国、その欧米で言われているような、ルールベースの原則の作り方というのは、環境報告ガイドラインの書き方、という意味だと、ちょっと違ったものになってきますけれども。やはりその、原則の持つ意味というのは、すごく大きいですから。それと、そのルールベースのところとが、うまく合致するように、ガイドラインを構成していきたいというふうに考えていますので、もう少しお待ちいただきたいというふうに思います。

それでは、市村委員、お願いいたします。

市村委員

国際的な動向に関してなのですが。国際的な動向というと、やはりヨーロッパの動きがどうしても気になって。最近よく騒がれているのが、非財務情報の開示ということだと思います。特に気になるのが、非財務情報開示のエキスパートグループ会議というのが開かれて、来年には法規制の提案をするというような話がされている。これ、どういう形になって、その原則主義なのかルールベースなのか、あるいは環境情報が入るのか、CSR 情報がどこまで入るのかとか、全くわかりませんけれども。ただ、ヨーロッパで法規制になれば、直接的に、すぐに日本に影響があるというわけではないですけれども、中長期的にはかなりインパクトが出てくるのかなと思ってまして。ある程度、これを、このパブリックコメントの機会には間に合わないでしょうけれども、しっかりウォッチングしていかなければいけないのかなと思っております。

上妻委員長

その問題についても、重要だと認識してまして、ガイドラインの改訂には十分盛り込んでいくように、事務局のほうと相談しています。で、EU のエキスパートグループの議論に関しましては、基本的にはその、原則ベースでいくんだ、という考え方だというふうに思います。その点は日本とは根本的に違うので。それからもう1つは、ヨーロッパの議論で、アニュアルレポートの規制の議論ですから。で、これは任意で作成する環境報告の議論ですので、そこのところも若干違うのかなというふうに認識しています。

ただ、そういう報告書に対する考え方が、次第に、その、違ったところからスタートしていても、同じところに向かおうとしているということが、重要な傾向だというふうに思いますので。そういうヨーロッパでの動向、それから情報開示をめぐる考え方、それをよ

く咀嚼して、日本の事業者の方々に指針となるようなものに、うまく作れるように、原案を作成したいというふうに考えております。

それでは、富田委員にお願いいたします。

富田委員

環境経営の話に戻って恐縮なのですが。ちょっと私も、この「環境経営」という言葉が、非常に何というか、わかりにくいなと感じていまして。これ、たとえば英語に訳すと何なのかという。まあ、これはもしかしたら前回の委員会でも言ったかもしれないのですが。これ、多分「Environmental Management」になってしまってますね、環境マネジメントと何が違うんだ、と。で、この前回のガイドラインを見ると、「環境マネジメントなどの環境経営に関する状況」。じゃあ、マネジメント以外の環境経営部分は何なのか、というところが、ちょっとよくわからないなというふうに、感じていましてですね。

まあ、これ、この「環境経営」という言葉を継続的に使われるということであれば、このへんの言葉の定義みたいなのを、きちんと明示しておく必要があるのではないのかなというふうに。何となく、よく、こう、日本語だと「環境経営」とか「CSR 経営」とか、何となく使ってしまう傾向もあると思うのですが。非常に僕は、あやふやなまま放置ということは、やや危険かなと思いますので。もし、使用するのであれば、ある程度、定義などを明確にしていく必要があるのではないかなというふうに思います。

上妻委員長

その点については、十分認識していまして、定義を書きたいというふうに思っています。ただ、適切な定義が、書き込めるかどうかというのは、なかなか難しい問題ですので。ぜひ皆様のご意見、お知恵を拝借したいと思っております。

で、当たっているか、当たっていないか、ちょっとわからないので、これはもう私見なんですけれども。「Environmental Management」というよりは、むしろ、「Environmental Oriented」だとか、そういった類の、表現というか、意味合い、まあ、適切な言葉ではないと思いますけれども、そういったものだというふうに考えています。

富田委員

多分、まあ、日本語で「環境マネジメント」って言ってしまうと、どうしてもISO14001を想起させすぎるということもあってですね。ただ、本来的には多分「環境マネジメント」ということに関して言うと、もっと多分、広いコンセプトで、多分、EMS だけではないかな、というのは、まあ、私の印象です。

上妻委員長

ありがとうございます。では、西堤委員、お待たせしました、よろしく申し上げます。

西堤委員

はい。基本方針のところなのですが、 、 、 までは、わりとよくわかると思います。決して間違いではないと思うのですが、 の「国際的な動向を踏まえた上で」というのがあるのですが、これに、いつもこだわってしまいます。むしろ、環境技術に関して、日本が世界最高水準の、レベルにあるということを考えますと、こんなこと踏まえなくて、むしろ、日本が、発信するようなものを、あえて、今回のガイドラインでは作ってみてはどうかというの、私がいつも言っていることです。そういう意味ではやはり、日本の技術が優れている、環境立国を目指していることを、我々も、こういうことが大事だということ、情報発信しないといけないと考えています。昨年までのサステナビリティレポートでは、どうしてもその強みが、失われつつあるのではないかと。だんだん、欧州の言うことに合わせていくと、窮屈になっていく。何かそういうのを実感していました。それで、今年をあえて、そういう、国際的な方向には逆行することになるかもしれませんが、あえて、環境報告書の復活に取り組んだというのが、我々の考え方です。

そう考えると、 の環境的側面云々の、この、統合的な向上も、読み方によっては、何となく、統合レポートの方向を目指さなければならないと、報告書のことをよく知ってる人は、考えてしまうのではないかという感じがします。

あとは、「環境政策との整合性」というのが。具体的にいうともう一つよくわからない。逆に、統合的な向上じゃなくても、今この日本の厳しい状況を考えると、とりあえずこの5年間のガイドラインでは、環境をしっかりがんばりましょう、というのでも良いのではないかと思います。それと、日本を取り巻く厳しい経済的状況を考えると、もう一工夫あってもいいという感じがいたします。

上妻委員長

ありがとうございます。4番目の件ですけれども、「国際的な動向」というのは、ガイドラインだとか制度の動向という意味だけではなくて、企業経営を取り囲む、もしくはその組織を取り囲む、環境自体が外的な環境、経済的な環境、社会的な環境が変わってる、ということを引きちと認識する、というふうにご理解いただければいいと思います。

それから、「環境政策との整合性」に関しましては、環境基本計画の中に、このカッコの文言が入っています。現行の環境報告ガイドライン 2007年度版の、社会性の情報のところは、その当時、委員だった方よくご存じだと思いますけれども、これを入れ込むことで、いったいどの範囲まで書くのか。それを開示にするのか、望ましいにするのか。それから、それをもし入れるのであれば、環境報告ガイドライン、環境報告書ガイドラインというネーミングをやめて、持続可能性の用語を入れるべきだという、強い意見が委員の方から出ていたのを皆さんご存じだと思います。でも結局そうはならなかった。そうはならなかったのはなぜかということも、よく皆さんご存じだと思います。

そういう経緯を踏まえまして、社会性の情報だとか経済性の情報を、「環境報告」という枠組みの中でどう扱うかというのは、少し議論をいたしました。これは中間報告のときにも、皆さんに少し議論いただいたことだと思います。

その中で、よく考えていただきたいと思うのですが、この社会の問題、経済の問題、環境の問題が単独で出てきているケースは、そんなに多くは無いのです。みんな同じ原因で出てくる。たとえば、開発途上国で事業活動に絡んで人権侵害が起こっているところというのは、環境破壊も同時に起こっている。つまり、ガバナンスがきちっと効いていないという理由でいろいろな問題が起こる。同源なんですね。そういうことを見過ごして、環境だけ切り出すというのは、それはまさしく環境経営という文言は何なんだ、ということにつながってきてしまいます。で、環境経営というものについては、環境志向の強い、現在の経営がよくわかって、その経営のことがわからない限り、企業の環境行動はよくわからない、というふうな認識に立つということですから、それ以外の側面についても、関係があればやはり書いていくというのが、いいのではないのかというように思っています。

それはですね、今の現行のガイドラインについて、日本のその、事業者の方々が法規制されている社会的な情報について、佐藤委員のご協力でリストアップさせていただいて書いたという経緯があるのですが、網羅的に書いた。で、それをどうするかについての意思表示は、ガイドラインが全くしていない。それでいいのか、という問題意識を持っています。もう少し踏み込んで書いていくという、チャレンジをしていきたいという意味で、この問題についても前向きに取り組んでいきたいというのが、ここに基本方針の5番目に書かれているという理由でございます。

西堤委員

はい。

上妻委員長

他に、いかがでしょうか。八木委員お願いします。

八木委員

今のことに少し関連してなのですが。おっしゃった、説明していただいたことは、よくわかりますし、その3つの関連性というのが重要だというのはよくわかるのですが。そこは少し「環境政策から...の整合性」という部分から、ここが、ぼんときてるっていう、こう、関連性がぱっと見たときに、非常にわかりにくいという印象がありますので、このへんが、もう少しわかりやすく書いていただくと、誤解がないかというふうに思います。

上妻委員長

多分、前文に相当するようなところに書いていくことになると思います。文章を見てい

ただかないと。これだけ書いていただけでは非常にわかりにくいので。文章があって、これを見ていただいて、はじめてわかるんだと思うんですけども。正直なところ、なかなか、ゼロベースで全部作らなければいけないもの多くてですね、作業がそんなに進捗していない、というのが現状でございます。

環境政策との整合性というのは、要するに、環境省が作るガイドラインですので、基本的には環境政策がその根底になければいけないわけです。そうでないと、整合的に作られていかないことになりますので。日本の環境政策の根幹にもかかわる問題ですので、そのところをベースにしながら、事業者の方々が環境報告をしやすいようなガイドライン、これから10年ぐらいの期間をめどにしても、ずっとその陳腐化のスピードが遅くなるようなもの、というような形で考えています。その重要なポイントの1つですので、ここに環境政策が上がっているということでございます。

他に、いかがでございましょうか。

それでは、時間のこともありますので、先に進めていただきたいと思います。

それでは、この資料1-8の残りのところについて、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

資料1-8 後半(P4~)説明

事務局

それでは4ページをご覧くださいませでしょうか。まず、ガイドラインの構成でございます。構成案ということですが、現行の2007年版のガイドラインに中間報告の内容を加味しまして、改訂案というものを作っていくということで考えております。

左側が現行のガイドラインの構成でございまして、右側が今、事務局のほうで考えている、今のところの構成案ということでございます。

まず、「はじめに」と、あと「序章」ということで、「ガイドラインの改訂にあたって」ということでございますが、環境報告の位置付けとか、そういう点についても、前のほうの序章等で触れていきたいと考えております。それから第1章については、「環境報告の考え方」ということで、理念と申しましょうか、そういうものについてご説明していくということを考えております。それから、第2章でございますが、「環境報告の記載事項の枠組み」ということを今のところ考えております。

そして、第3章以降が詳細ベースの記載ということになるとは思いますが、一つは「環境報告の基本的事項」ということで、前回であれば第3章に入っていたものが、それ以降の4章、5章と、分割されるというイメージでございます。第3章は「基本的事項」、第4章が「環境マネジメント等の環境経営に関する状況を表す情報・指標」、前回でいうとMPIの部分が入ってまいります。第5章については、「事業活動に伴う環境負荷等の状況」を表す情報・指標」ということで、OPIに関するものが入ってまいります。

第6章でございますが、「社会的取組の状況」を表す情報・指標」といった点が記載さ

れます。環境に関わる部分を中心に記載をしていくということであると思いますが、それから第 7 章につきましても、「経済的貢献の状況」を表す情報・指標」といったようなことが入ってくると考えております。

それから、第 8 章でございます。基本となる開示様式、名前についてはまだ少し考えたいと思いますが、参考となる標準的な開示様式について、何かしらの考え方というものを出していきたく。それから、環境情報のデータ集といった点も、多くの企業で作られておりますので、どういうものを載せていけばよいのかという指針になることを書いていきたくということと考えております。最後に、環境配慮促進法との比較ということで、「環境報告書の記載事項等に関する告示」と、ガイドラインとの比較表を付けるということと考えております。

それから、次のページにまいりまして、先ほど、序章等に載せる環境報告の位置付けということでございますが、具体的な文言をこうにすることにするというわけではありませんが、大よそイメージとしてこんな感じで今のところは考えております。

一つは、企業情報全体のイメージということで、経済、環境、社会といった点が、情報としてあると。それらは報告として出していくのであろうというように考えております。それぞれの 3 つの要素が、重なっている部分があると、関連している部分があるということをご説明するような感じで考えております。真ん中の部分につきましては、点線で書いてあるところでございますが、CSR 等、報告書で、特にサマライズして出しているケースというものがございまして、企業の皆様も、そういうのは選択して、情報を限定して出しているといったような、実態のご説明をするというような内容です。

この環境報告ガイドラインで基本的に扱うのは、その右下の環境報告といったところでございます。下の文章でございますが、だいたいエッセンスといたしましては、一つは、企業にとっての事業活動の全体像を理解してもらう必要があるといった点や、利用者においても企業を多面的に評価していこうというニーズが高まりつつあるということで、一応情報のニーズといったような点について、少し書いていきたいといった点。それから環境報告とは、経営の中から環境の視点から見た場合に、掘り上げられるような情報をもとに、経営責任者が社会に対して、事業活動に伴う環境負荷及び環境配慮等の取組状況の全容を説明することであると、定義みたいに書いていますが、実際はもう少し定義としては、書き方しっかり考えて書きたいとは思っております。この環境報告で扱う情報とは、いったいどういうことかについて書いていくことや、説明責任といったことについて書いていたり、考えております。

それから、企業は自らが重要と判断した情報が何であるか、または、何故重要と判断したのかを利用者に分かるように伝達する必要があるといった点、マテリアリティや目的適合性といった点。それから、どの情報をどのような媒体でどう伝達するか、企業の判断によるといった点で、自主性というものも非常に重要だということ考えています。

それから社会的責任の履行と企業の持続可能性を体系的に伝えるためには、経済・社会・

環境の統合的開示が求められると、統合的な開示の動きがある中で、中期的には経済・社会・環境的側面を関連させた開示が重要になってくるだろうというところですね。そのような関連させた開示のガイドラインにしていきたい。

それから、一方、より詳細な情報を開示することも、環境負荷及び環境配慮等の取組状況を深く理解してもらうために、また多様なステークホルダーのニーズに対応するためには、必要だというふうに考えております。統合という話もありますけれども、やはりその環境という面をより深く情報伝達するために、環境報告というものは非常に必要なものだというような位置付けで書いております。

それから、6ページ目をご覧くださいませでしょうか。

構成でいくと第1章に当たります、環境報告の考え方といった点は、以下のような項目を書いたらどうかというように、今のところ考えております。まず1つは、環境報告の意義・基本的機能・役割といった点です。環境報告の基本理念、何かについて要約をしていくといったことを考えております。また、基本的機能や役割についての説明と。例として書いてあるのは、これは環境報告が定義するということ、環境報告もまた定義していかないといけないと思っておりますが、文章についてはまた後日、正確にしっかりとしたものを出していこうと思っております。例えばこんな感じでということで、今のところは想定しております。

それから2つ目は、環境報告のステークホルダーについての説明です。これは現行のものと、同じようにマルチステークホルダーについてしっかりご説明をしていくといったことを考えております。

それから3つ目でございますが、環境経営の現代的意義と環境報告といった点で、先ほどからご議論いただいている「環境経営とは何か」といったようなことについては、できれば説明をしたいというふうに考えております。それから、環境経営の方向性、それから戦略的志向、それからリスクと機会などについての説明をしていくということで考えております。で、環境経営の、企業経営の中での環境の活動とですね、それと環境報告というものが、どういうふうに関連しているのかといったことの説明をしていくんだろうというふうに考えております。

4つ目でございますが、これも「金融の役割と環境報告」という題にしておりますが、中間報告の項目を受けて、一応このような内容、項目はとりあえず付けております。マルチステークホルダーの1つとして、金融というものがあるということと、そういう金融から見た環境報告の意義について説明をするといったことで、特に全容を見るといったこと、見ていただくといったことが、やはり非常に重要になってまいります。それは、もしかしたら金融機関だけではないのかもしれないですけども、そういう環境状況の全容を見ている代表的なステークホルダーの一つとして、金融といったことについてもしっかりと触れていきたいというふうに考えております。それからまた、財務報告の関連といった点も、非常に環境報告を記載する上では重要になってくるだろうというふうに考えております。

で、そういった点からも、金融機関や金融について触れていく、その有用性についても触れていくといったことについては、非常に意義があることではないかということで考えております。

それから7ページ目でございます。

環境経営の方向性として、記載する内容でございますが、中間報告のご議論、記載が左にありますけれども、そこから要素を1つ追加するというイメージではあるのですが、右側のように改訂していきたいと考えております。

1つ目、2つ目は変わらないのですが、付け加える要素として、3つ目の「ステークホルダーへの対応」といったことを、1つ加えたらどうかというふうに考えております。4つ目が「バリューチェーンマネジメントとトレードオフ」ということで、前回の4つ目と5つ目を、2つ組み合わせたような感じになるだろうと。最後は、資源生産性の抜本的向上です。

ステークホルダーへの対応を加えるというのが、中間報告の場合は、より今後10年間で課題となる事項として5つを加えたのですが、より変化が予想されるといったような趣旨で書いたのですが、ベースとして、やはりステークホルダーエンゲージメントと申しますか、ステークホルダーへの対応というものが、経営自体において必要になってくるだろうということで、一つ大きな要素としてやはり取り込むべきではないかということで、入れました。

この「ステークホルダーへの対応」という文言でよいかどうかというものを、引き続き検討はしていきたいと思っております。むしろ、もう少しステークホルダーとのコミュニケーションの強化であるとか、そういう人と人との、何かこうつながりというかですね、そういうものをおそらく重視していったら、経営のプラスにつなげていく必要があるだろうということで考えております。そういうことがしっかり伝わるような内容にしていきたいというふうに考えています。

それから、最後までご説明させていただきたいのですが、8ページ目でございます。環境報告の重要事項でございます。

先ほどの構成案の中で、どこに入れようかということ、検討しているところではございますが、先ほど上妻委員長のほうからご説明があったように、原則ベースの中に、例えば章立てを別にして入れていくような内容になるのではないかと考えております。何を重要な事項として考えるか、その整理に当たっての考え方としては、まず1つは、環境報告の実施という面で、経営責任者の皆様が環境報告を実施するにあたって具備すべき基本的な事項をわかりやすくまとめるということを考えております。それから、将来の環境経営や環境報告の方向性を示唆するような内容にしたいと。

そして、もう1つは環境情報の開示といった点、環境情報を開示するにあたって、留意すべき基本的な事項をわかりやすくまとめる。環境経営の全容を利用者に伝えるための有用な環境報告書等の作成を目的とした内容とするといったことが、重要事項を整理するにあたって、基本となる考えではないかと感じております。

そして、具体的に、どういう項目が重要事項と考えるかということについては、下のところで書いてあります。中間報告と2007年版のガイドラインの中から、おそらくこれが重要であろうということを、事務局のほうから抜き出したものでございます。

1つは、経営責任者の主導的な関与ということ。それから戦略的環境経営といった点です。カッコ内のようなことが入ってくるだろうと。それから、ご説明したステークホルダーへの対応といった点。それからバリューチェーンマネジメントといった点。それからガバナンス。これは、環境経営、その前に全社というガバナンスもあると思うのですが、全社のガバナンスや、それと環境経営との関連や、環境報告自体のガバナンスといった点が重要になるだろうといった点が考えられます。それから有用な環境情報の質的特性といった点も非常に重要になるだろうと。

上のほうが、基本的には、環境報告の実施に、深く関わってくる部分ではないかなというふうに考えております。有用な環境情報の質的特性は、どちらに入れるかはちょっと微妙なところではあるのですが、下のほうがどちらかという環境情報の開示の部分というふうに考えております。

続けていきますと、報告すべき環境情報の決定プロセスといった点です。マテリアリティ等の考え方や、目的適合性とか、そういった点の考え方が入ってくるだろうと。それから対象範囲、バウンダリですね。それから対象期間の決定ということ。これは2007年版のガイドラインから書いてあったこととございます。それと、関連してというわけではないのですが、おそらくそのバリューチェーンの情報と非常に強く関連してくると思うのですが、スコープの話といったことも入ってくるだろうと思っております。それから環境報告の開示媒体についてですね。報告としての一覧性がしっかりあるということと、ウェブ開示や全体構成、中間報告でご議論いただいた全体構成についても、少し説明していくと。これは、例えば記載事項の枠組みと、そういったようなところの中にも入ってくるかもしれないのですが、そういった点も重要かと思っております。それから、環境報告と財務報告との関連でございますね。それも重要な要素であろうと。各媒の整合性、関連性というか整合性といった点や、セグメント情報など、といった点についても、これから重要になってくるだろうと思っております。最後に、定量情報といったことで、KPIや環境効率指標といった点についても説明を入れていきたいと考えております。

最後になります、簡単ではございますが、ご説明させていただきます。

3章以下の、3章から5章に関しましては、今のところ、以下のような内容を書きたいというふうに考えております。

第3章におきましては、前回でいきますとBIに関する部分でございます。

1つは、報告に当たっての基本的要件として、事業の概要や、経営指標等を含めまして、そういった点についてご説明していくといった点。それから基本的要件の中に、対象組織発表や期間といった点や、環境負荷の補足情報ですね。連結範囲でない場合の補足ですとか、編集方針といった点も書いていく必要があるだろうと。記載事項をどうやって決定し

たかとか、そういう決定方法についてです。それから、前回も重要な、環境取組の一覧表といった重要な環境課題一覧といったことが、様式の中に記載する項目の中に入っておりますが、そういったものに重要な情報に関しましての注記事項といった点についても、変更された場合の注記であるとか、そういった点についても触れていく必要があるのではないかと。基本的要件として、触れていく必要があるのではないかと考えています。

それから、2つ目は、経営責任者の緒言です。そして3つ目は、戦略的な環境配慮の理念・方針と。そして4つ目がガバナンスの状況といった点で、先ほどご説明したようなことが入ってくると。そして5つ目がステークホルダーへの対応への状況。そして、6つ目が記載情報の品質確保。これは自己評価といった点や、第三者の意見や審査、保証といった点について書いていくのだろうと。それから7つ目が環境報告の概要、エグゼクティブサマリーでございますが、報告書自体は非常に多様な情報が入っておりますので、それをサマライズした形でのサマリーを書いていただくといったことがよいのではないかと、というふうに考えております。こういう中で、環境経営の方向性や時間軸といった点についてとか、あとKPIについてとか、そういった点についてご説明いただければいいのではないかと。前回、構成の中でご議論いただいたKPIの一覧であるとか、重要事項の総括といった点についても、こういう中で示していった点でもよいかというふうに考えております。

それから第4章でございますが、1つといたしましては、環境マネジメントの状況といった点があります。環境経営の基本的な考え方や、リスクと機会とか、マネジメントシステムの状況であるとか、KPI等、財務的影響も含めまして、いろいろな点が環境マネジメントの状況の中には入りうるだろうと考えております。それ以外にも、前回ご議論いただいた災害事故等に対する対応ですね、BCPと。今回、いろいろな企業の皆様書かれていますところでございますので、そういった内容もこういったところに入ってくるというふうに考えております。それから2つ目は、環境に関する規制の順守状況、そして3つ目が環境に配慮した投融資の状況。そして4つ目がバリューチェーンマネジメントの状況。この中にバリューチェーンマネジメントの方針や目標、それから資源・エネルギーの調達やグリーン調達といった点や、製品側の環境配慮設計やニーズといった点について、ご説明いただければいいじゃないかと。それから5つ目が環境会計、そして6つ目が環境コミュニケーションの状況、7つ目が、環境に関する社会貢献活動、と考えております。

そして第5章でございますが、OPIに関しての部分でございます。マテリアルバランス、これは非製造業のモデルをできれば書きたいと。それから、資源・エネルギーの投入状況ですね、これが低減されているところに関して、それから、資源循環についての物質量等を書いていただくと。4つ目が生産物・環境負荷の算出・排出状況といったことで考えております。こういった中に、有害物質等の、場合によってはストック情報といった点も入りうるだろうと考えております。それから最後に生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用の状況ということで考えております。以上でございます。

上妻委員長

はい。時間もあと20分になってしまいました。毎回毎回、たくさん、3時間もあるのに時間がないのですが。ご意見をいただきたいと思います。ガイドラインの構成案というところと、それから一番最後のところの、その中の報告書を書くときの、実際ですね、ルールベースのところ、こちらの最後のページに出ているんですけども、基本的には、「はじめに」と「序章」で、今回の改訂に当たっての基本的な考え方を書く。それから、1章、2章で、環境報告に関する基本理念だとか、それから開示原則のようなものをまとめて書いていく。このへんがルールのところでございます。で、3章以下が基本的には報告書の構成に沿って、記載事項についてのガイドラインを書いていくという形でございます。

それでは、皆様からご意見、ご質問うお受けしたいと思いますので。ではまず、國部委員、古田委員の順序でお願いいたします。

國部委員

ありがとうございます。3点、意見を申し上げたいと思います。まずですね、このガイドラインの構成の第7章の経済的貢献の「貢献」という言葉が、ちょっとまあ、この言葉でいいのかどうかというのは、やっぱり、もう少し検討していただければというふうに思います。経済的に、たとえば貢献する場合がありますけれども、結果的に賠償しなければならない重大な問題、今も起こっていると思いますが、ありますから。「貢献」というのは非常に、方向性を規定してしまっている言葉ですので。じゃあどんな言葉がいいのかということ、すぐには出てきませんが、ご検討いただければと思います。

それから、5ページのところに「統合的開示」という言葉が2回出てくるのですが、これは今、欧州のほうで議論されている、INTEGRATED REPORTINGをイメージして書かれているのか、単に一般的に統合的な開示と言われているのか、ちょっと意味が分かりませんでした。経済、社会、環境の統合的ということであれば、これはトリプルボトムラインのようにも読めますので。「統合的」という表現をされるときは、何をイメージされているかということを確認にいただけると、後の議論がやりやすい。別にどちらでも私は構わないと思ってます。

それから、「KPI」という言葉が何回も出てきて。それから、パフォーマンスの一覧表という言葉が何回か出てきたんですが。KPIというのは、「キー・パフォーマンス・インディケーター」の「キー」であるにも関わらず、単なるパフォーマンス・インディケーターのことをKPIというのか、それともパフォーマンス・インディケーターから一段上のものをキー・パフォーマンス・インディケーターとして指定するののかは、これは決定的に違う、と思うんですね。これ欧州のほうのINTEGRATED REPORTINGのINTEGRATEの、1つのINTEGRATEDが、サステナビリティを戦略とINTEGRATEする。戦略とINTEGRATEするためには、やはりKPI、キー・パフォーマンス・インディケーターが必要だということで、そのためのKPIというのは、単に環境情報をこまごまとしていくよう

なインディケータとはレベルが違うことを想定しているはずなんです。実際の運営は、そうしてる場合もあれば、ものすごくたくさんのパフォーマンス・インディケータを KPI だといっている例もあるのですが。ここはですね、非常にこの改訂で重要だと思うので、十分議論して、検討していただきたいと思います。

上妻委員長

ありがとうございます。最初の「経済的貢献」の文言については、よく、検討したいと思います。

それから、2番目の「統合的開示」というのは統合報告のことではないと、私は思います、ちょっと私もわからないのですが。この文面から見ると要するに、企業のマネジメントの全容が、きちっと立体的に見えるようにという意味だというふうに思います。

それから、KPI に関してはご指摘の通りですので。ただ、環境マネジメント、いわゆる ISO14001 のレベルの環境マネジメントっていったときの KPI の考え方と、いわゆるマネジメントを全体に見るといったときの KPI の考え方は、根本的に違うと思いますので。そのへんのところも含めて、少し明確になるような原案づくりにしたいというふうに思います。

國部委員

多分、マネジメント全体を考えた、KPI なんですよ。この、要は BU の規則とか考える。

上妻委員長

そうですね、はい。だから、両方ともがうまく、きちっと書き分けてですね、わかるようにしたいというふうに思っています。

それでは、古田委員、西堤委員の順でお願いいたします。

古田委員

ありがとうございます。6 ページがやっぱり気になるところで。今回の改訂の中で一番ポイントになるのが、多分、この 6 ページの書きぶりで今後の方向性が決まると思います。やはり、くどいようですが、3 番で、「環境経営の現代的意義と環境報告」において環境経営とは何かに入ってしまう。すなわち、今後、環境経営というものを推進していく、ないし環境経営というものを、是とか非とかという議論に持っていかれるような気がします。そうではなくて。環境というのがその全体の中の一要素として、きちっと位置付けられるということの説明になっていかなければいけないと思います。先ほど上妻先生のお話だと、ドラフトを見なければわからないとのことでしたが、そこを気にします。

このように考えると、7 ページ目というのはほんとに、あるのか。環境経営の方向性って書くのか。私はそうではないと思います。環境経営として切り出して方向性を議論すると

いう話ではないと思っているので、その部分もドラフトを見せていただく中で、きちっと議論される必要があると思いました。

それと、また申し訳ありません、6ページに戻るのですが。今回、最初に上妻先生のほうから、今回は「環境報告書は」という主語では始まらない、「環境報告は」という議論の中で始まるんだ、と。それはそれで理解したのですが。1番のところの「環境報告書の意義・機能・役割」で、環境報告とは何かの定義を、「定期的に公表・報告することを環境報告と呼ぶ」というふうにした瞬間に、これはもう環境報告「書」、環境報告＝環境報告書、という形になってしまって。先生が意図されている部分から、また元に戻ってしまっているような気がします。

ではどう書くのかって、非常に難しいですが、環境報告って、その、読み手と提供する側、要するにニーズと提供価値と、その双方の兼ね合いで決まってくる深さというのがあると思います。一概には、定義するのは非常に難しく、定義の仕方についても、慎重におこなわないと結局は環境報告書と何ら変わらない、先生の意図が伝わらないのではないかと危惧しました。

上妻委員長

ありがとうございます。後ろのほうから申し上げますと、これは現在の環境報告ガイドライン 2007年版の文面でございます。で、これからは変わります。で、まだ文面が出来ていないんです。非常に、なかなか書き込むのが難しいというところでございます。全体のバランスを見ながら、ひょっとすると最後に書かなければいけないのかなというような気もします。

それから、それと関連しまして「環境経営とは」という話ですけれども。そもそも環境経営とはこういうことだから、皆さんがんばりなさいね、みたいな話にはならないです。要するに、企業を取り囲む、事業者を取り囲む環境がものすごく変わってきているので。たとえばその、一番わかりやすいのは省エネの家電製品ですけど。家電製品なんてみんな省エネなので。車もみんなそうなので。その部分だけ切り出すなんていうことは、できないんです。今の事業活動と環境マネジメントというのは、単なるリスクマネジメントとしての環境だけがあるわけじゃなくて、そこでビジネスもしていますし、そういうものが総合的に、立体的に組み合わさって活着しているという状況ですから。そういう事業者の実態がよくわかるような形で、ここで言っている環境報告というものがなくてはいけない。だから「環境経営」とこれまで言ってきたようなもの、我々が見ようとしているものというのはこういう姿なんですよ、ということを書いて。というふうに、私は理解していますし。まだその文面もできていない。これもひょっとすると、一番最後に書かざるを得ないのかなと気がいたします。

古田委員

期待したいと思います。

上妻委員長

ありがとうございます。それでは西堤委員、お願いいたします。

西堤委員

はい。構成を見ると、網羅的にだいたい入ってると思います。ただ、今のものづくり企業の置かれている、六重苦とか七重苦と言われている厳しい状況のもとで、これをどう書き込んでいくかという、まだ文面はできていないのですが、そこが結構、今回、重要と考えています。特に、2011年から5年間ぐらい考えますと、やはり環境でいかに、グローバルな競争に生き抜いていくかということが、全体のものづくり企業にとって重要だと思います。そのへんの、リスクとか機会とかですね、そういったようなことを、どういうふうに織り込んでいただけるか、織り込んでいくかということが重要だと思います。

それで、具体的に言いますと、1つは、先ほど東京都の水道局の方も言われたのですが、やはり事例が重要だと思います。事例には二通りあって、リスクを回避できた事例と、こういう機会に儲かったとかビジネスがうまくいったという事例です。そういうようなことを書いて、今まで発行してない事業者にも出していただけるようにという点で事例が重要だと思います。それで、その事例が書けるのは日本ではないかなと思います。そういうことを1つお願いしたい。

あともう1つ、難しいと思うのは、「金融の役割と環境報告」というページだと思います。最近の国際的な金融危機のますます、どうなっていくかわからない、その中で出すところに、何となくうわべだけの、より環境に良いことをしている会社を評価しましょうというだけでは、わざわざ1章を作るのには物足りない。そのこのところの書き方を考えていただければと思います。

上妻委員長

はい。懸案事項になっているところを、たくさんご指摘ありがとうございます。事業者の方々に、きちっと書いていただくという意味では、バリューチェーンマネジメントのところを少し厚く書きましてですね。川上、つまりサプライチェーンの話と、それから川下の製品レベルでの話。つまり製品レベル、サービスレベルでも、環境改善に大きな貢献があるんだ、しかもそれが日本の強みなんだ。それが単なる物理的なものだけじゃなくて、たとえばシステムだとか、回収システムだとか、それから廃棄物に対する企業の取り組み、自社製品のリサイクルだとかそういうことに関する取組というの、大きな貢献になるんだということがわかるような報告書作りをしていただきたいという観点で書く、ということですので。その文面は少しずつ今、出来ているというところでございます。

それから金融の役割に関しましては、なかなか、これも私も、ちょっとつらいものがあ

りましてですね。中間報告のときの設置の目的自体が、環境金融の役割が重要だという、環境省も全体の環境政策の中で環境情報開示もそれに結びつけて行なわれるべきだ、という文脈で行なわれているので。ですから、そういうふうな全体的な流れがこういうガイドラインの改訂に結びついているというような文面で書かれれば、そんなに違和感はないんだらうと思うのですけども。いきなり環境金融が出てきても、それは確かに、環境報告とは直接は関係がなくなってしまうので、非常に悩ましいところだという理解をしています。

それでは、富田委員と佐藤委員の順でお願いいたします。

富田委員

今回、新しい改訂案のところに、7章にあてられてる、経済的貢献の状況のところなのですが、このサブカテゴリーの中で、今現状ある第3章ですね、4項目が、こう横滑りして入ってきている形になっているのですが、やはりこのところは、現状のものというのは、基本的に環境負荷と経済的な別の指標を比較するような形になっている項目になっていますので。ここはですね、全面的な改訂が必要ではないかなというふうに、今、感じております。先ほどの國部委員のご指摘のネガティブ側面もありますし。多分、西堤委員が先ほど来、何度もご指摘されている、そのオポチュニティみたいなところ、経済的なオポチュニティとしての可能性みたいなところはですね、やはりこの中に明確に位置付けていくべきだと思いますので。今の書きっぷりというのから、かなり変えていかないと、今回の目的がちょっと達成できないのではないかな、というのが1点です。

もう1点が、今回、改訂案の第3章ですかね、このステークホルダーへの対応の状況という、条項が一応入っております。このことを入れること自体は非常に私も賛同するのですが。そうするとですね、今度、第4章に今、位置付けられている、環境コミュニケーションの状況という項目があって。これとの関係性がどうなのかと。基本的にステークホルダーへの対応というのは、多分もうちょっと広い概念で、この環境コミュニケーションをかなり包含しているようなことではないかと思うので。そうすると、この第4章の環境コミュニケーションの状況というのは、ほんとに必要なのかどうかという観点はいかがでしょうか。

上妻委員長

おっしゃる通りだと思います。現行のガイドラインからの改訂ということで、この環境コミュニケーションの状況というところは、積み残しになって、どこに入れるのか、まだはっきり決まっていなかったということです。それで、ステークホルダーエンゲージメント、ステークホルダーへの対応というのは、そのステークホルダーエンゲージメントといった概念だけではなくてですね。企業経営そのものが、様々なステークホルダーとの関わりあいの中で、皆さんのことを理解しながら、そのニーズを吸い上げ、そして事業活動を

営んでいくという中で、環境マネジメントが行なわれているわけですから。そういうことの全容がちゃんとわかるように。ほとんどの企業の方々って、ダイアログとかそういうレベルではなくてですね、それぞれのステークホルダーチャンネルごとに、様々な意見の吸い上げだとか、理解だとかされているわけですので。そういうことにきちっとフォーカスして。今までのガイドラインには、そういうものはなかったもので、そのところは書けるようにしたいというふうに考えています。

それから、機会の話については、環境マネジメントの状況というものの、第4章のところはですね、基本的に記述情報中心で、5章以下の定量的な情報のところとは、ちょっと位置付けを変えていく必要があるだろうというふうに考えて、作業を進めています。それで、この中に、たとえば企業のマネジメント、トップマネジメントの方々が、この問題にどう関与されて、どのような意識を持たれて、中期、長期の戦略の中で、何を考えて、何をやってこられたのか。そしてこれから、どういうことを考えているのか、ということがよくわかるような書き方をしていただけるようなガイドラインの文言にしていきたい。まだ、この目次だけですと、それぞれ1個1個、1行で終わっているんですけども。たとえばバリューチェーンマネジメントのところとか、最初に環境マネジメントの状況とかがあっていうところは、これまでとはドラスティックに変えないといけないところですので。このところは、かなり分厚く書かれることになるだろうというふうに思っています。

佐藤委員、お願いいたします。

佐藤委員

環境報告の記載事項のところを見ているのですが。一番最後のページですね。私は報告書いつも読むときは、事業の概況をよく読んで、労働者がどこの国にいるかとか、商品がどこで売られているかとか、工場がどこにあるかとか、そういうことを見てから、マネジメントを見るんですね。それで、何か今、この基本的項目を見るとですね、事業の概況というのが、経済指標も含むというのが、無くなってしまったのかなということ、大変心配しております。私はここから読み始めるので、これがないと他のところがほとんど読めないですが。それは7章ということなんですか。

上妻委員長

第3章の「報告にあたっての基本的な要件」の中に、その事業の概況が書かれると思います。ですからなくなることはないです。

佐藤委員

なくなることはないというのはわかりますが、「事業の概況」という言葉はなくなるのですか。

上妻委員長

いや、なくならない、あの、細かいところは、きちっとは詰めていないのですけれど、私が承知している中では、細かい見出しとして残っていたような気がします。当然そういう事業や組織の概要がなかったら、報告書なんて見てもわかりませんので。それはもう不可欠な要素だというふうに思っております。

佐藤委員

それで、「統合的な」というお話があったのですけれども。要するに、労働者の健康増進しながら CO2 を削減するとか、顧客満足度を上げながら同時に CO2 を削減するとか、そういうことが求められているんだと思うんです。そういう意味での統合性は、必要だということ、触れていただきたい。

上妻委員長

おそらく、原則のところ、環境と社会と経済って、どういうふうに関わりあっているのかということが、書かれるかと思います。おっしゃったように、それぞれの、たとえば雇用政策と環境問題が密接に関わっていると、それぞれ 1 個ずつ切り出せないことが多いので。そういうそのビジネスの全体像が分かるということを主眼に、注意をしながら原案を作りたいと思っています。

では、加藤委員、魚住委員の順でお願いしたいと思います。

加藤委員

はい。先ほど金融の視点ということでお話がありましたので、投資家の動向について、ご紹介したいと思います。

投資家は金融危機前後で見方が変わっています。例えば、金融危機の前ですと、2007 年頃には、水ビジネスが伸びるからとか、CO2 を削減するような機械を提供されている企業はこれから有望だから、あるいはグリーン・ニューディールというように、環境関連のビジネスが伸びるとする見方が広がり、これら関連企業に投資する運用が増えました。まさにリスクとチャンスに分けてみますと、この頃はチャンスのほうを重視した投資が中心でありました。それに対しまして、金融危機後は、株式市場をはじめ資本市場が低迷する、厳しい状況になり、むしろリスクに着目し、いかに持続的に運用収益を確保していくかという視点から環境も含めた ESG 情報を考慮する動きが強まり、ESG 情報を考慮する目的が変わってきたと認識しております。

ただし、共通していますのは、より幅広い情報を考慮したほうがいいという見方は、全く変わらずにずっと続いてきております。金融危機前後から示唆される点は、ESG 情報を考慮する主たる目的は、そのときの経済状況や資本市場の状況などによって変わりうるということだと思います。

ご参考までですが、アメリカの投資家を対象にしたアンケート調査で、ESG の情報の中で何に着目しているかという点について質問したアンケート調査がございました。この調査では、今、この時点で注目する情報と、これから 5 年後に重要になると考える情報とが、違うという結果が示され、投資家が着目する ESG 情報は変わりうるという点が確認されました。

このように、投資家の注目点は、変わりうるわけですが、幅広い情報を考慮していくという流れは続いているということがございます。そういった中で、リスクと機会、先ほど具体的な事例を含めたらどうかというご意見が西堤委員からございましたけれども、まさに具体的な情報は、局面の変化に関係なく、ご提供いただくと非常に参考になると考える情報であり、局面毎に応じて、どの情報を重視していくかという判断にもつながっていくかと思えます。以上です。

上妻委員長

ありがとうございます。ガイドラインの中に、個社ベースの事例を入れていくのが果たしていいのかどうなのかということは、議論をしてみました。で、考え方によっては、別出しにしてですね。事例集みたいなのものを作成して、ガイドラインを使うときの引きみたいなのを作成するというのも 1 つの案であるということは、我々の頭の中にも入っています。ただ、今後どうなるかということは、少しまだ検討しないとイケないところなんですけれども、十分認識はしております。

では、魚住委員お願いします。

魚住委員

最後のページの「環境報告の記載事項」の改訂案なんですけど。これの第 5 章。「事業活動に伴う環境負荷等の状況」を表す情報・指標、なんですけど。1、2、3、4、5 とあるのですが、これは、定常的、正常な活動をやっているときの話であって、今回の震災とか津波とか、異常なことが起きた事故時、そのときの環境負荷、そういうことについては、今 5 つなんですけれどもう 1 つ入れてほしい。

というのは、実際に、瓦礫なんかは今年の 4 月以降に、どんどん出てきたりしている部分があって、そういうのを企業は事業活動に伴う環境負荷の中には、もう入れない。あるいは流出してタンクが流れてしまったとか、そういうのにしても、推定とか、やり方を明記してやはり開示さすべきだと、私は思いますので。ぜひ、その事故時の環境負荷についても、1 項目入れていただきたいと思えます。

上妻委員長

その件に関しましては、中間報告を作成するときにもご議論がありましたので。このですね、第 5 章の中の流れをちょっと見ていただきたいのですが、マテリアルバランスが出

てくる。それから、これ、あの、第 5 章に関しては、事業エリアの中だけの話を書いていただく。それ以外のスコープ関係の、バリューチェーンマネジメントについては、4 章のほうに書いていただくという構成になっていまして。5 章のほうは、マテリアルバランスがあって、インプットがあって、循環利用があって、アウトプットがある。生物多様性についてはちょっと外出しをしてある、ということでございます。この 4 番目の「アウトプット」のところの 1 項目として、今おっしゃったような、重大な事故の問題だとか、そういうものに関する、有害な廃棄物の保存だとかといったものが 1 項目設けられて、今作成中の原案の中にはあったと記憶しております。

それから、そういう、事故時の対応も含めた BCP のような活動についても、事業者の方々、昨今、積極的に情報開示をされておりますので、それについては第 4 章の環境マネジメントの中にやはり項目を 1 個設けて書いていく、というような構成になったというふうに記憶しております。

ですから、これは全部お出ししていないので、わかりにくくて大変申し訳ないんですけども、一応、頭には入っているということを申し上げておきたいと思います。

まだ、多分、ずっとやっても皆さんご意見あると思うんですけども時間になってしましましてですね。何とか時間通りに終わるのが私の役目ですので。今日のところはこのへんで勘弁していただいてですね。次の、もう少し詳しいものが出てきたときに、見ていただきたいというふうに思います。

それでは、次回以降の日程に関しまして、事務局のほうからご説明をお願いします。

5 . 次回について

事務局

はい。貴重なご意見ありがとうございました。一応、次回、第 2 回目は 12 月 15 日、14 時から 17 時と考えております。会場も今回と同じ場所だということで考えておりますので、ご参集いただければと思っております。

第 2 回目の際には、ある程度ガイドラインの、出来上がったところの文章をご議論いただきたいというふうに考えております。以上でございます。

上妻委員長

はい。ということで、無事終わりましたので、この件に関しまして、何か予定等でご質問、ご意見等がありましたら、よろしいでしょうか。

6 . 閉会

上妻委員長

それでは、ちょっと時間がオーバーしてしまいましたが、これで今日は閉会にしたいと思います。どうも皆さん、長時間にわたって、熱心なご議論をありがとうございました。

以上